

博士 学位 論文

内 容 の 要 旨
および
審査結果の要旨

第 15 号

2017 年 3 月

熊 本 学 園 大 学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 29 年 3 月 24 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第 50 号	博(甲)商 第11号	博士(商学)	作 間 翔	過少申告加算税と重加算税における不確定概念 —予測可能性の観点から—	1
甲第 51 号	博(甲)商 第12号	博士(商学)	二宮 基陽	中小企業の再生の税制に関する一考察	14
甲第 52 号	博(甲)社会福祉 第20号	博士(社会福祉学)	梶原 浩介	不登校事例へのファミリーソーシャルワーク実践からみえる家族の智 —固有の「私」を生きるまでの系譜—	32
甲第 53 号	博(甲)社会福祉 第21号	博士(社会福祉学)	石川 美智	在宅看取りの臨死期に関する研究 —臨死期に関わる現場職員への実態調査を通して—	58

氏名（本籍）	作間 翔（熊本県）	
学位の種類	博士（商学）	
学位の種類	博（甲）商 第11号	
学位授与の日付	平成29年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	過少申告加算税と重加算税における不確定概念 －予測可能性の観点から－	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 末永 英男 (副査) 熊本学園大学教授 佐藤 信彦 (副査) 熊本学園大学教授 坂本 正 (副査) 熊本学園大学教授 成宮 哲也	

内容の要旨

現在、わが国の租税法や通達等には様々な不確定概念（抽象的・多義的概念）といわれる表現（文言）が存在しており、その数は数千項目にもおよぶ。租税は、公共サービスの資金を調達するために、国民の富の一部を国家に移すものである。そのため、その賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行わなければならないという租税法律主義の前提からすれば、条文等に不確定概念が存在することは、不確定概念の持つ抽象性や多義性からすると、法解釈を行う上で問題が生じる場合がある。

今日において租税は、国民の経済生活のあらゆる局面に關係を持っており、国民はその租税法上の意味、あるいはそれが招来するであろう納税義務を考慮することなしには、いかなる重要な経済的意思決定もなしえない。すなわち租税法律主義は今日の複雑な経済社会において、各種の経済上の取引や事実の経済効果について、国民が法律に従って自己の租税負担を予測し、それに基づいて活動方針・計画を立てることを可能にし、もって国民の生活に対して法的安定性と予測可能性を保障しうるような意味内容を与えなければならない。

こうした現状の中、過少申告加算税より納税者を救済するための免除規定である「正当な理由」および「更正があるべきことを予知していなかった」という文言が、具体的にどのような状況を指すのかが定かではない。これは租税法律主義の構成する要素の一つである課税要件明確主義に反し

ており、ひいては納税者の予測可能性を脅かしているのではないだろうか。

また、重加算税は過少申告という事実があった際に、納税者が「その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に過少申告加算税に代わって課される加算税である。重加算税の税率は大変重く、過少申告加算税が 5%であるのに対し、35%もの加算税が納税者に課せられる非常に厳しい制度である。

しかし、このように厳しい制度であるにもかかわらず、重加算税の法的性格自体が曖昧であることや国税通則法 68 条の条文の文言が不明確であることに基因して、実際の訴訟では、国税通則法 68 条 1 項にいう「隠ぺい又は仮装」行為があつたといえるかどうか、重加算税を賦課するには納税者に過少申告の認識まで必要とするのか否か、あるいは、納税者本人以外の第三者が「隠ぺいし、又は仮装した場合であつても、納税者に重加算税を賦課することができるかなどの点について争われることが多い。このことから、重加算税においても租税法律主義における納税者の予測可能性を侵害している恐れがある。

そこで本論文では、課税要件明確主義と不確定概念の関係に着目し、納税者の予測可能性という観点から不確定概念とされている過少申告加算税の免除規定および重加算税の文言について、判例分析等を通じてその内容を明確にできないかを検討する。本論文の構成は以下のとおりである。

序章 研究テーマの背景・目的および論文構成

第 1 章 租税法律主義における予測可能性の重要性

第 2 章 加算税制度の概観

第 3 章 過少申告加算税における免除規定

第 4 章 過少申告加算税における「更正の予知」

第 5 章 重加算の沿革と法的性格

第 6 章 重加算税賦課の現状と問題点

第 7 章 「つまみ申告と重加算税」の判例研究

第 8 章 重加算税制度の今後の課題

終章

まず、第 1 章においては本論文の中心である過少申告加算税と共に代わって課される重加算税の不確定概念の個別の議論に入る前に、本論文の中心となる納税者の「予測可能性」の必要性と不確定概念が存在する意義について確認した。租税法律主義の現代的機能は、租税行政府による恣意的な課税を防止し、納税義務者である国民に予測可能性を担保することである。これに対し、抽象的・多義的とされる不確定概念はこれに反するものであるように思われる。この納税者の「予測

可能性」と不確定概念についてその関係の整理を行うことで、課税要件明確主義の下で不確定概念が存在を許されるための通説について確認した。また、課税要件明確主義により求められる不確定概念の「明確性」の程度が異なるとする先行研究を参考とし、予測可能性という観点を強調することにより、不確定概念の抽象的・多義的とされる部分について判例分析等を通じてその解釈をより限定し、その判断基準を明確にできないかを検証していくことを本論文の目的とした。

第2章では、加算税制度を概観することで、加算税の持つ性質となぜ免除規定が存在するかについて確認を行った。加算税の特徴として、加算税がかけられる要件が満たされた場合、それが納税者の意図的なものであろうと単なる不注意の結果であろうと、あるいは課税庁の法解釈と争う目的で行われたものであろうと、結果的に加算税が課されることとなる。つまり、加算税は納税義務違反に対して、いわゆる結果責任を追及する制度であるといえる。

しかし、こうした違反を犯してしまった納税者の中には、その違反の責任が本人ではない者、もしくはその責任の比重が他と比べて軽い者が存在する。こうした人々を加算税という「罰」から救済するために、加算税には免除規定が存在しているのである。

第3章では、前章で触れた加算税の免除規定のうち、過少申告加算税における「正当な理由」の解釈についてこれまでの議論を整理し、判例分析を通じて「正当な理由」の評価を行った。過少申告加算税における「正当な理由」が認められた判例および認められなかった判例のそれぞれを取り上げ、不確定概念とされる「正当な理由」の判断基準を明らかにするとともに、納税者の予測可能性が担保されるだけの明確性があるかという観点から評価を行った。

その結果、「正当な理由」は課税庁側から一方的に解釈されたものではなく、文言としては不確定とされながらもその解釈基準として帰責事由の有無という概念がその背景にあることがわかった。

第4章では、過少申告加算税のもう一つの免除規定である「更正の予知」について、「更正の予知」の前提となる「調査」という文言の意味も交えて学説と通達での取り扱いを整理した。「更正の予知」の前提となる「調査」という文言について、平成23年改正の国税通則法の施行にあたり、「国税通則法第7章の2(国税の調査)関連通達の制定について(法令解釈通達)」(平成24年9月12日付)によって「調査」の意義が明確化されたために、従来の学説での判断を覆すこととなった。この章では、平成23年改正に至るまでの学説と、変更された「調査」の意義について確認を行い、現在の「更正の予知」が意味する内容を予測可能性という観点から評価した。

「更正があるべきことの予知」の解釈については、「客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階」をどう判断するのかが重要となるのだが、この判断は個々の事案においては、訴訟の審理課程における当事者の主張および立証の程度と、裁判所や国税不服審判所における裁判官等の判断に委ねるほかないと考える。しかし、調査通達において「調査」の概念を大幅に制限するようになった。その結果、今後の判例を見守る必要があるが、過少申告加算税の「更正の予知」について

の免除規定は従来よりも認められやすくなる、つまりは過少申告加算税の賦課決定における厳正さが薄れていくのではないかと考える。

第5章からは過少申告の事実があつたうえで、さらにその事実に対して仮装、隠ぺいが行われたという場合に適用される重加算税について予測可能性の観点から研究を行つた。重加算税における不確定概念とされる文言には「隠ぺい又は仮装」があるが、本章では重加算税における予測可能性の具体的な判例に入る前に、まず重加算税の沿革について確認し、重加算税の法的性格について明らかにした。

重加算税を課される事案の中には、重加算税のほかに個別税法に基づく刑罰を科される場合がある。これは憲法39条の二重処罰禁止の原則に反する可能性がある。そのため、重加算税を刑罰と同様の罰ととらえるのか否かという根本的な部分について明確にならないことには、納税者の予測可能性という観点からみても、重加算税の法的な位置づけという点においても、正しく条文や文言を解釈することは不可能である。よって、重加算税そのものの沿革を整理し、重加算税の法的性格を明らかにした。その結果、本論文においては、重加算税の本質が处罚性を有するものではないかという結論に至つた。

第6章では、重加算税の現状と問題点を分析することで、第7章以降への論点へつなげている。判例および学説では、「隠ぺい又は仮装の行為者」の範囲に関する見解は異なつてゐる。また、学説においても「隠ぺい又は仮装の行為者」を納税者本人の行為に限定せず、その従業員や家族等がその行為をしたときは、納税者がその事実を認識しているか否かにかかわりなく、重加算税の賦課要件を満たすと考えるのが通説的である。しかし、行為者の範囲を限定的に解釈する説も存在しており、この対立する説を比較することにより、「隠ぺい又は仮装」の行為者の範囲について予測可能性が保障されているかの評価を行つた。

第7章では、平成6年11月22日および平成7年4月28日の2つの判例を用いて、「つまり申告」に対する重加算税賦課の妥当性の検討を行つた。すなわち、「隠ぺい又は仮装」とはどういうことなのか明確ではないという問題である。この要件をいかに解するかによって、重加算税を賦課すべきか否かという結果に違いが生じるため、この条文自体の解釈が重要になってくる。したがつて、重加算税賦課について判例の分析を通じて重加算税の不確定概念について予測可能性の観点から分析を行つた。

この判例分析の結果、時代とともに国民の納税意識が向上しつつある現在においては、重加算税を、租税債権を侵害する行為に対する制裁としての一手段とする考え方が強くなつてきていることがわかつた。

第8章では、これまでの考察を踏まえた上で、重加算税の改正・廃止も視野に入れた重加算税制度の今後の課題を検討しつつ、平成23年12月の国税通則法の改正により各種加算税にも理由

附記が義務付けられたことについて考察を行った。

重加算税の法的性格について、本論文においては重加算税を処罰性を有する罰として捉えており、二重処罰の恐れがあるため重加算税の廃止や改正も視野に入れている。ただ、実際の問題として重加算税を廃止することは難しい。そのため、新たに導入された理由附記制度により重加算税制度を維持しつつ、「隠ぺい又は仮装」についての解釈を明らかにしていくことが予測可能性という観点からみても望ましいと考えた。

終章では、今後の加算税制度の在り方について、過少申告加算税の免除規定である「正当な理由」および「更正の予知」に関しては、納税者の「予測可能性」を侵害するものではないこと。そして、今後の重加算税賦課について、重加算税を規定する通法 68 条の文言と重加算税制度の実効性確保の要請を踏まえ、納税者の「予測可能性」を保障できるような具体的妥当性のある解釈と適用が求められるとともに、不当な賦課処分を受ける納税者の方的な不利益を回避するために導入された理由附記制度にどの程度の内容が求められるのかを考察することで、本論文の締めくくりとした。

審査結果の要旨

(論文の主題)

わが国は申告納税制度を採用しており、この制度の円滑な運用のためのペナルティとしての加算税制度がある。その代表的なものが過少申告加算税とそれに代る重加算税である。しかし、誠実な納税者であっても申告上のミスは犯すもので、不誠実な納税者との峻別が公平の観点から問題となる。

過少申告加算税に関しては、国税通則法 65 条 4 項に「正当な理由」がある場合には、その部分の加算税を免除すると規定されている。また、同条 5 項では、修正申告が「更正があるべきことを予知してなされたものでないとき」も加算税を免除する規定となっている(なお、4 項、5 項を併せて「免除規定」ということがある)。これらの判断要件である文言は、いずれも不確定概念である。一方、重加算税においても過少申告という事実があった際に、「隠ぺいし、又は仮装し」(同法 68 条 1 項)という不確定概念である文言が判断要件となっている。

抽象性や多義性を有する不確定概念を用いた解釈を行うことは、租税法律主義の前提からすると大きな問題が生じる。そこには、課税庁の恣意性が反映される可能性があり、納税者の権利は大きく侵害されるのである。

そこで、本論文は、租税法律主義の要請する課税要件明確主義と不確定概念の関係に着目し、納税者の予測可能性という観点から、不確定概念とされる過少申告加算税の免除規定および重加

算税の文言について、判例分析を主に、不確定概念といわれるけれども納税者の予測可能性を保障するに足る判断基準が、判例等の積み上げで存在するのかどうかについて検討するものである。

すなわち、過少申告加算税の免除規定と重加算税に存在する不確定概念について、判例分析等の整理・分析を通じて、納税者の予測可能性（=課税要件明確主義）が担保されているのかを検証することを目的とした論文であるといえる。

（論文の概要）

租税法律主義は、今日の複雑な経済社会において、各種の経済上の取引や事実の経済効果について、国民が法律に従って自己の租税負担を予測し、それに基づいて活動方針・計画を立てることを可能にし、もって国民の生活に対して法的安定性と予測可能性を保障し得るような意味内容を与えるべきではない。こうした現状下で、過少申告加算税の賦課から誠実な納税者を救済するためにある国税通則法（以下、「通則法」という）65条4項、5項の免除規定である「正当な理由」および「更正があるべきことを予知してされたものでない」（いわゆる「更正の予知」）という文言が、具体的にどのような状況を指すのかが明確ではない。また、重加算税は、通則法68条1項で、過少申告という事実があった際に、納税者が「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に過少申告加算税に代わって課される重い加算税であるが、これもまた不明確である。誠実な納税者の救済という視点からは、過少申告加算税も重加算税も租税法律主義の要請する課税要件明確主義に反し、納税者の予測可能性を脅かしているのではないかという問題意識が、本論文の契機となっている。

そこで本論文では、課税要件明確主義と不確定概念の関係に着目し、納税者の予測可能性という観点から不確定概念とされている過少申告加算税の免除規定および重加算税の文言について、判例分析等を通じてその内容を明確にできないかを検討している。

まず、第1章においては本論文の中心である過少申告加算税とこれに代わって賦課される重加算税との不確定概念の個別の議論に入る前に、本論文の中心となる納税者の「予測可能性」の必要性と不確定概念が存在する意義について確認している。課税要件明確主義の明確性の判断基準である「明確性の程度」については、有力学説の三木義一氏の3類型によりながら、氏の第2類型である課税庁の恣意的権限行使により不意打ちを受けることのない程度の明確性で足りるとして、さらに金子宏氏の法の趣旨・目的に照らしてその意義を明確にできる程度の明確性を、本論文の独自性と位置づける「不確定概念における予測可能性の担保」と同義であると強調する。この不確定概念における予測可能性の保障を、本論文でテーマとして扱う過少申告加算税の免除規定や重加算税の賦課要件について明らかにしようとするのが、本論文である。

第2章では、加算税制度を概観することで、加算税のもつ性質となぜ免除規定が存在するかに

ついて確認を行っている。加算税の特徴として、加算税が課される要件が満たされた場合、それが納税者の意図的なものであろうと単なる不注意の結果であろうと、あるいは課税庁の法解釈と争う目的で行われたものであろうと、結果的に加算税が課されることとなる。つまり、加算税は納税義務違反に対して、いわゆる結果責任を追及する行政制裁制度である。しかし、違反した納税者には、その責任が本人にないものや、その責任が他に比して著しく軽い者が存在するが、かかる納税者を救済しようというのが過少申告加算税の免除規定であることなどを確認している。

第3章では、過少申告加算税における「正当な理由」が認められた判例および認められなかつた判例のそれぞれを取り上げ、不確定概念とされる「正当な理由」の判断基準を明らかにするとともに、納税者の予測可能性が担保されるだけの明確性があるかという観点から評価を行っている。その結果、過少申告加算税における「正当な理由」は、帰責事由の有無で決まるなどを判例から導き出し、課税庁から一方的に解釈されるものではなく、不確定概念でありながらも帰責事由の有無という概念がその背景にあるという。過少申告加算税の免除規定は、「正当な理由」という表現になっているが、第1章で挙げた三木氏の第2類型より明確で納税者の予測可能性を侵害するものではないことを証明している。

第4章では、過少申告加算税のもう一つの免除規定である「更正があるべきことを予知してされたものでない」(以下、「更正の予知」という)について、「更正の予知」の前提となる「調査」という文言の意味も交えて学説と通達での取り扱いを整理している。「更正の予知」の前提となる「調査」という文言について、平成23年改正の国税通則法の施行にあたり、「国税通則法第7章の2(国税の調査)関連通達の制定について(法令解釈通達)」(平成24年9月12日付)によって「調査」の意義が明確化された。そのために、従来の学説での判断を覆すこととなったが、平成23年改正に至るまでの学説の整理と、変更された「調査」の意義について確認を行い、現在の「更正の予知」について、「調査」の定義の明確化を予測可能性という観点からその明確性が高まると評価をしている。この通達によって、「調査」の概念が大幅に制限されるようになったことにより、免除規定は認められやすくなる。つまり、過少申告加算税の賦課決定における厳正さが薄れていくのではないかと考えられると結論する。

ここまでが過少申告加算税の免除規定に関する予測可能性に該当する部分である。過少申告加算税の免除規定である「正当な理由」および「更正の予知」に関しては、不確定概念とされるが、いわゆる「不確定」という言葉の意味する抽象性や多義性は薄れてきており、その結果、納税者の予測可能性を担保できるレベルに至っていると結論づけている。

次に、重加算税における予測可能性について第5章～第8章で研究されている。

重加算税に関する判決の中には、重加算税と租税逋脱犯処罰の併科は、二重処罰に反しないかという問題と、従業員等が「隠ぺい又は仮装」をした場合に、その事情を知らない納税義務者に、

重加算税が課せられるかなどの主体の問題が相当数あり、ほとんどが事実認定に関するものである。そのため、納税者への行政上の罰とされる重加算税がいかなる基準で賦課されるべきか、すなわち重加算税のもつ不確定概念の「明確性」について、予測可能性という観点から検討を行っている。

第5章では、まず、重加算税の沿革を整理することにより、追徴税制度を前身とする加算税制度が、申告納税制度を担保するための制度として導入されたものであること。そして、シャウプ勧告が刑事訴追を免せしめる必要性を認めつつ、民事制裁を含む制裁体系を提唱していたことなどを指摘する。

次に、重加算税は、隠ぺい又は仮装したところに基づく過少申告又は無申告による悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度の信頼を維持し、その基礎を擁護するところの行政上の措置である。そのため、納税者本人の刑事責任を追及するものではないという考え方が現在においては通説である。しかし、重加算税と逋脱犯への制裁が機能的に補完しあうなどして、適正な納税申告を得ることを終局の目的とするのであれば、重加算税を実質的な刑罰ととらえることにはならなくとも、条件付きで実際には重加算税が制裁的機能を當むことを指摘する見解も存在している。そうなると、重加算税が制裁的機能を有するものかどうかの決め手は、納税倫理(意識)に係っている。そのため、将来的に国民の納税倫理(意識)が向上していくならば、重加算税については、一層刑罰視する考え方が強くなっていくのではないかと、二重処罰の可能性の高まりについて指摘をしている。

第6章では、重加算税の現状と問題点について概観している。

判例および学説では、「隠ぺい又は仮装の行為者」の範囲に関する見解は異なっている。「隠ぺい又は仮装の行為者」を納税者本人の行為に限定せず、その従業員や家族等がその行為をしたときは、納税者がその事実を認識していたか否かにかかわりなく、重加算税の賦課要件を満たすと考えるのが通説といってよい。そこで、「隠ぺい又は仮装」した者、つまり「納税者」が法人で、従業員等が「隠ぺい又は仮装」をした場合における重加算税の対象となる行為者の範囲について、法人税法の判決・裁決を中心に検討を加えた結果、第三者の隠ぺい又は仮装の行為におよそ責任を持ちえない、また、その持ちえないことにつき納税者に責められるべき事情が全くない場合にまで、重加算税を課すことは、現行の賦課要件の規定からみても、また予測可能性という観点からも許されるべきではないとする。つまり、「かかる方法(「隠ぺい又は仮装」という方法)による納税義務違反の発生を防止し、もって徵税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置」(最高裁昭和45年9月11日判決)である重加算税の制度趣旨のうち、「徵税の実を挙げる」という部分の解釈を課税庁が重視しそぎており、実態を無視した課税が行われていると批判している。

第7章では、最高裁の平成6年11月22日判決および平成7年4月28日判決の2つの判例を用いて、「つまみ申告」に対する重加算税賦課の妥当性の検討を行っている。すなわち、不確定

概念である「隠ぺい又は仮装」というこの要件をいかに解するかによって、重加算税を賦課すべきか否かという結果に違いが生じるため、この条文自体の解釈が重要になってくる。そこで、重加算税賦課について判例の分析を通じて重加算税賦課が具備する不確定概念について予測可能性の観点から分析を行っている。

国民の納税意識が向上しつつある現代の状況においては、重加算税の対象を拡大する可能性があることは否めない。もしも、確定的な逋脱(脱税)の意図の下に行われる「つまみ申告」を重加算税の対象としないならば、重加算税は何らその存在意義を果たさないこととなる。したがって、重加算税を租税債権を侵害する行為に対する制裁の一手段と考えるならば、重加算税の課税対象の拡大を認めるのは自然なことであり、この2つの最高裁判決において重加算税の賦課を認めるという判断は、必然的なものであったと指摘する。

最後に第8章では、以上の考察を踏まえた上で、今後の重加算税賦課について、改正・廃止も視野に入れた観点をからの検討をするとともに、理由附記制度の活用についての考察も行っている。重加算税の改正・廃止に関しては、重加算税が形式的にはともかく実質的には二重处罚となる可能性をもつことから、廃止の方向性も手段の一つだとする意見には価値を見出している。しかし、重加算税の果たす今日の役割は軽視できるものではなく、重加算税制度の廃止に安易には賛成することはできない。なぜならば、仮に重加算税を廃止して、過少申告加算税と刑事罰の二本立ての制度を確立した場合、かえって納税者の権利を脅かしかねない上に、過少申告と刑事罰の判断基準についても重加算税よりも複雑なものが要求されることが推測でき、予測可能性をも侵害する恐れがあるからである。よって、重加算税を廃止することは現時点では妥当とはいはず、もし重加算税を廃止しても結局は重加算税に代わる他の制度が必要になると考えられるとする。そこで、予測可能性の観点から、重加算税において課税庁の恣意性をできる限り排除するための明確性を確保するために、平成23年12月の国税通則法の改正により導入された、各種加算税の賦課決定についての理由附記制度の活用に期待することとしたいと提案する。

終章では、今後の加算税制度のあり方と本論文の意義について述べられている。

過少申告加算税の免除規定および重加算税賦課の具備する不確定概念について「予測可能性」という観点から検証を行ってきた結果、過少申告加算税の免除規定である「正当な理由」および「更正の予知」に関しては、納税者の「予測可能性」を侵害するものではないと評価する。さらに、重加算税賦課については、重加算税を規定する通則法68条の文言と重加算税制度の実効性確保の要請を踏まえ、納税者の「予測可能性」を保障できるような具体的妥当性のある解釈と適用が求められるところであるが、平成23年改正で、不当な賦課処分を受ける納税者の方的な不利益を回避するために理由附記制度が導入されたことから、いくつかの問題は残しつつも、納税者の「予測可能性」に、ある程度配慮した形で改正が行われてきたと評価する。

現段階では、過少申告加算税および重加算税の持つ不確定概念について、全てをより明確な文言に変える、あるいは内容を細分化して条文に加えるというのは難しい。しかし、平成24年9月12日付の調査指針によって「更正の予知」の前提である「調査」の意義が明確化されたように、そして平成23年12月の国税通則法の改正により各種加算税について理由附記が義務付けられたように、納税者の「予測可能性」を保障する形の改正が行われている。だからこそ改めて、加算税における「予測可能性」を検討し、「予測可能性」の必要性を確認する必要があったと、本論文の意義を強調している。

(論文の評価)

租税法の大原則である租税法律主義は、国民の生活に法的安定性と予測可能性を保障するものである。租税法律主義の構成要素である課税要件明確主義は、法律またはその委任する政令や省令において課税要件等を定める場合は、なるべく一義的で明確でなければならることを要請する。これは、租税法律の定めが不明確である場合、税務行政による自由な解釈や裁量を許し、ひいては実質的に法律によらない課税を容認してしまうことにもなりかねないからである。また、納税者側の立場からすると、課税要件明確主義による要請が満たされて初めて、租税法律主義の「予測可能性」を十分に享受できることや、申告納税制度の適正な運用が可能になると考えられる。

したがって、本論文のテーマである不確定概念を用いることは、厳格な法解釈が要求される租税法においては、実際に、課税庁による裁量の介入する余地を作り出す危険性があると考えられる。税実務の現場では、不確定概念という抽象的な概念が用いられることにより、納税者と課税庁の間でその解釈や適用を巡り争いが生じていることは、否定できない事実である。そのため、現行法において不確定概念の存在がある程度は許容されているとしても、その存在にはまだ問題は残されているといえる。

一方、租税法には租税の公平負担と税務行政の円滑化とを実現するために、納税義務をはじめとする多くの義務を納税者に課しており、それらの義務違反は、これら二つの目的の実現を困難にする。したがって、そのような義務違反を予防し、または義務違反の結果を是正するための様々な制度が租税法上必要とされる。そのような制度の一つとして国税通則法に規定される加算税制度があり、本論文では、この中から過少申告加算税とこの過少申告加算税に代わって課される重加算税を探り上げて、不確定概念と予測可能性という問題設定で、論究されている。

本論文では、論点とする過少申告加算税と重加算税の不確定概念に係る納税者の予測可能性の存否を、基本的には3つに分けて検討している。しかし、重加算税の場合には、制度そのものの法的曖昧さからくる予測可能性と課税庁自身による行政処分によって賦課されるので恣意性が反映されてしまうという意味での予測可能性の侵害行為にも追加的に言及している。

まず、問題とするのが、申告納税額が過少であると判断された納税者の中には、「真にその納税者の責めに帰すべき事由のない」者がいて、そうした納税者を救済するために、過少申告加算税には「正当な理由」という免除規定が存在している(通則法 65 条 4 項)。また、納税者が修正申告書を提出した場合に「更正があるべきことを予知していなかった」場合(以下、「更正の予知」という場合がある)についても、過少申告加算税は免除される(同法 65 条 5 項)。しかし、納税者を救済するための免除規定である「正当な理由」および「更正があるべきことを予知していなかった」という文言が、具体的にどのような状況を指すのかが定かではない。これは租税法律主義を構成する課税要件明確主義に反しており、納税者の「予測可能性」を脅かしているという点を挙げたうえで、検討がなされる。

その結果、1つ目の予測可能性の問題としての「正当な理由」の判断は、課税庁の一方的な解釈ではなく、判例の積み重ねにより帰責理由の有無という概念がその背景にあり、予測可能性を侵害しないとする。次に、2つ目として、「更正の予知」に関しては、端緒把握説が学説上主であるが、判例は調査開始説や具体的額発見説も見受けられ一定していないが、平成 24 年通達の発遣により「更正の予知」の前提となる「調査」の定義が明確になり、免除規定が認められやすくなるとする。

よって、過少申告加算税の免除規定における「正当な理由」や「更正の予知」に関しては、納税者の予測可能性を担保できるレベルに至っていると結論づける。

3つ目の予測可能性の問題として、本論文は、重加算税を取り上げる。重加算税は、過少申告という事実があった際に、納税者が「その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」(同法 68 条 1 項)に、過少申告加算税に代わって課される加算税である。しかし、重い罰則であるにもかかわらず、重加算税の法的性格自体が曖昧であることや国税通則法 68 条の条文の文言が不明確であることに基因して、実際の訴訟では、「隠ぺい又は仮装」行為があったといえるかどうか、重加算税を賦課するには納税者に過少申告の認識まで必要とするのか否か、あるいは、納税者本人以外の第三者が「隠ぺいし、又は仮装」した場合であっても、納税者に重加算税を賦課することができるかなどの点について争われることが多い。このことから、重加算税においても租税法律主義における納税者の「予測可能性」を侵害している恐れがあるとする。

しかし、この点に関する本論文の見解は、第三者の隠ぺい又は仮装行為に責任を持ち得ない場合にも納税者の責めに帰せられることや、申告納税制度を維持するために納税義務違反の発生を防止するとする本来の趣旨とは異なり、課税庁は「徴税の実を擧げる」ことに重点をおいた解釈であり、納税者の予測可能性は担保できていないのではないかと批判する。

また、重加算税と係わってくる逋脱犯に係る刑罰は、納税義務者が「偽りその他不正の行為」により、租税を免れ、又は租税の還付を受けたことを構成要件とする犯罪であり、法定刑は 5 年以下の

懲役若しくは 500 万円以下の罰金となっており、これを併科することもできる(所得税法 238 条 1 項、同法 239 条 1 項、法人税法 159 条 1 項等)。逋脱犯の構成要件は、重加算税の賦課要件と非常に似かよっているが、刑罰が刑事訴訟の手続により裁判所で宣告されるのに対し、重加算税は課税庁自身の行政処分により賦課されることになっている。この点からも、重加算税の解釈と適用において課税庁の恣意性が反映される恐れがある。そのため、重加算税においては特に、納税者の予測可能性を確保する必要があるとする。

よって、本論文は、重加算税の廃止も視野に入れた検討を行い、過少申告加算税と刑事罰の二本立ての制度を模索するが、この方式も両者の区分には複雑なものが要求されるし、場合によってはかえって納税者の権利の侵害にもなり、現実的ではないとする。そこで、平成 23 年 12 月の通則法の改正により導入された各種加算税の賦課決定における「理由付記」制度の活用によって、課税庁の恣意性を排除し、もって予測可能性を高めようと提案する。

以上のように、本論文は、通説とは異なる主張をする論文である。要は、不確定概念に対して持つ不確定の程度を何処までをよしとするかである。通説は課税要件明確主義の要請から、一義的に文言から明白でなければならず、そうでなければ立法の不備と片付けられる。しかし、本論文は、過少申告加算税においては、「正当な理由」に関して、解釈は明文化されてなくても、判例の積み重ねや通達でもって明確化され、納税者の予測可能性は確保されているとし、「更正の予知」に関しては、「調査」の定義が明確化したことにより予測可能性を担保できることとしている。

また、重加算税においては、故意性の有無は外観から判断できるという確信のもとで、「つまみ申告」の際の予測可能性は担保されていると主張する。しかし、肝心の不確定概念である「隠ぺい又は仮装」の判断は、課税庁側に有利に働くので重加算税不要論を展開するが、現実みに欠けるとして取り下げ、間接的ではあるが、賦課決定における理由付記制度の活用によって、納税者の予測可能性を課税庁の恣意性の排除によって確保できるとの主張となっている。

このように、本論文は、専攻分野および関連分野にも広い視野をもち研究が行われており、先行研究と同等の水準に達していると認められる。納税者の予測可能性という観点から、申告時に発生する判断に正当性をもたせることのできる過少申告加算税における「正当な理由」と「納税の予知」の問題と、その後発生する重加算税における課税庁の恣意性排除に係る予測可能性の担保の問題とを系統立てて研究しており、独創性があり、新たな知見を加えたと評価できる。よって、審査委員会は、博士の学位論文として「可」と判断する。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 末永 英男

副査 熊本学園大学教授 佐藤 信彦

副査 熊本学園大学教授 坂本 正

副査 熊本学園大学教授 成宮 哲也

氏名（本籍）	二宮 基陽（大分県）	
学位の種類	博士（商学）	
学位の種類	博（甲）商 第12号	
学位授与の日付	平成29年3月24日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	中小企業の再生の税制に関する一考察	
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授	末永 英男
	(副査) 熊本学園大学教授	池上 恭子
	(副査) 熊本学園大学教授	酒巻 政章
	(副査) 熊本学園大学教授	岩武 一郎

内容の要旨

（論文の概要）

本論文は、2部構成であり、第1部で「中小企業の再生と税制」として、再生と課税の公平という相反する問題を制度上で両立させるために、租税特別措置や戦後の中小企業税制を新旧の中小企業基本法に着目しながら、再生の視点で分析し、検証している。第1部での検証結果を踏まえて、筆者が実践した再生事例を第2部「事例編」で応用し、その結果を分析して報告した。

序章

本論文は2つの特徴を有している。1つは、「再生」を「企業が事業継続できる仕組み」と定義したことである。一般的に「再生」とは、実質的に破綻状況にある、または債務超過の状況にある企業を、各種の再生手法を活用して、債務超過等を解消させ、金融機関等の通常取引ができるようなる状態を指す場合が多い。しかし筆者は、中小企業が企業再生税制や再生手法を活用して債務超過の解消や財務状態の改善ができたとしても、それはその一時点に過ぎず、その後に事業が継続できなければ、本当の意味での再生ができないと指摘する。よって、本論文では、財務状態の改善だけでなく、その後の事業継続できる仕組みまでを「再生」と定義し、再生手法の活用から事業継続ができるための税制について取り上げていく。

もう1つの特徴は、第2部の「事例編」の存在である。事例編で取り上げた企業は、筆者が実際に関与している、または関与していた企業である。筆者は実務家の視点で、実際の再生の現場と税制の問題点を抽出して分析及び検証し、具体的な改善手法を検討していく。

また、本論文は2つの問題意識からなっている。①「課税の公平性が再生に優先するのか」、②「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」である。

まず、①の「課税の公平性が再生に優先するのか」には、税法と税制の2方面からのアプローチにて論証していく。まず、税法からは、租税特別措置を取り上げ、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を検討する。租税特別措置は、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与する。この点については、再生も同様に考えることできる。租税特別措置でいう一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的を実現するための政策である。再生でもこれらの効果が期待できる。しかし、これらの効果はいずれも再生が成功した場合に、将来に期待できる効果であり、再生が失敗する場合もある。課税の公平性を犠牲にしても再生が出来なかった場合には、再生をさせるためのどんな理由が考えられるであろうか。この点についても言及していく。

税制からのアプローチとして、「中小企業税制」に着目する。「中小企業税制」とは、具体的な税制があるわけではなく、中小企業に関する税制の総称を指す。中小企業税制は、一般的に使われており、広く浸透もしている。中小企業税制の項目として、例えば軽減税率や特別償却や税額控除等があり、これらは通常の税法上の取扱いよりも優遇されている場合が大半である。憲法第14条が定める法の下の平等や租税公平主義の点から考えれば、中小法人と大法人と異なる取扱いをしていることは問題があるのではないかと疑問を抱く。こういった点に考慮にいれながら、税法と税制の両方の面から「再生」と「課税の公平性」について検討していくなかで、当問題意識に対する答えを探していく。

次に、②の「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」についてである。税収が伸び悩む中で、税収を上げるために、設備投資を実施した際の特別償却や利益を計上しないければ恩恵を享受できない税額控除等の「攻め」の税制だけではなく、企業再生税制や課税の猶予制度の拡充を行う等の倒産させないための「守り」の税制¹も重要であることを、本論文では主張していく。特に筆者は、成熟経済下の急速な経済発展が見込めない今の時代にこそ、企業が生き残るための「守り」の税制の整備・拡充が必要だと考えている。

¹ 減価償却の特別償却や税額控除等の売上や利益が増加しているときに効果が大きい税制を「攻め」の税制と定義し、企業再生税制や事業承継税制等の企業が継続するために効果を発揮する税制を「守り」の税制等と筆者が本論文では定義する。

第1章 再生と課税の公平性

「再生は課税の公平性に優先する」との仮説を検証するために、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を税法の観点から検討した。

「再生」が「課税の公平性」に優先する根拠としては、①企業が再生することができて業況が回復すれば、滞納している法人税だけではなく、新たに発生する法人税や当該企業で雇用される従業員の源泉所得税の徵税が期待でき、結果として税収の増加や経済の再興ができること、②法人数を増加させるとした場合に、新規開業数の増加に期待するよりも、現存する企業を再生させて倒産件数を減らした方が現実的で可能性も高いことなどをあげた。

筆者は前提として「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いがあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を、税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかった場合には徵税ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かった。当章を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げて、再生との類似性を検討した。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めた。

租税特別措置が、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与すると考えられている。一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的達成のための政策であるが、ここでの考え方を中小企業の再生にあてはめると、これらは再生が出来た後の将来に期待できる効果である。では、再生が出来なかった場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある。つまり、「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できるとの結論を導いた。

第2章 中小企業と税制

当章では、「中小企業の定義」や「中小企業の範囲」に着目し、会社法、法人税法等の法律的側面から中小企業の定義や範囲等を確認した。本来、法人税は、原則として絶対多数を占める中小企業を中心に考えられなければいけないが、「中小企業税制」という言葉が表すように、現行の法人税法では、中小企業向け税制は法人税法の例外規定の位置づけともいえる。課税の公平性の観点から税制が抱える課題についても取り上げるなかで、中小企業と税制の関係について検討した。例えば、吉本興業㈱のように実際の企業規模ではなく、中小企業の定義をする資本金に注目して、減資することで中小企業としての税制優遇を活用する事例を取り上げた。中小企業基本法の中小企業の定義は拡大されているにも関わらず、法人税法上の資本金基準は昭和 41 年以降変わっておらず、法人税法と中小企業基本法の範囲の考え方

にズレが生じている点も指摘した。

また、「再生」と「税制」の関わりについて検討するなかで、前述したように、「減資による中小企業税制の活用」も再生手法の1つと考えた。事業形態は事業者の自由な選択に委ねられることにより、減資することで税制上の中小企業になることで、中小企業の税制上のメリットを享受することは財務戦略上の効果を発揮する。ただし、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではなく、課税の公平性に正面から抵触することは明らかであることから留意すべきであることを指摘し、現在の中小企業の定義について、資本金と従業員数で判断をするだけでなく、企業の実態を反映するような売上高や担税力の観点からすれば利益額等も中小企業の判定基準に加えることが出来れば、現状よりは課税の公正性が保たれるのではないかとの提案を当章の結論とした。

第3章 中小企業基本法と中小企業税制

当章では、中小企業基本法と中小企業税制の関わりについて検討した。本論文が中小企業を取り上げており、前章にて中小企業の定義等を確認する中で、中小企業基本法の影響を大きく受けていることがわかった。中小企業基本法は、我が国の中小企業施策の基本理念であり、骨子でもある。中小企業基本法が成立した背景や変遷を整理するなかで、中小企業税制がどう関係し、変遷したのかについて整理した。また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材に、税制が与える効果を分析した。

大企業と中小企業の格差是正のために、中小企業基本法が制定された。この当時は、格差是正の手段として積極的に設備投資を推奨しており、税制も設備投資を促進するための減価償却の特別償却や税額控除等が中心となっており、本論文ではこれらを「攻め」の税制として定義した。この「攻め」の税制について、戦後以降、我が国の経済は飛躍的な経済成長を遂げて、世界有数の経済大国となった要因の中に、税制が寄与した部分もあったといえるのではないだろうか。しかし、一方では失業率の増加、中小企業の倒産件数は大きく増加した点等のマイナス部分もあり、実際のところでは、人材や資金力等のあらゆる場面で大企業と中小企業の差は広がっており、当初の中小企業基本法が目的としていた格差是正はできていなかったと考える。格差が解消できなかった背景には、いわゆる設備投資を促進する施策は、「攻め」の施策であり、体力に劣る中小企業には限界がある施策ではあったと考えた。この時期には「再生」や「納税の猶予等の適用要件の緩和等」の「守り」といった施策や税制は、主要な項目としてあがっていない。

昭和50年代以降、日本経済は急速な成長期から安定的成長期に入った。この時期の税制

改正の背景にあったのは、財政赤字と経済のグローバル化である。拡大し続けた経済に疲れと歪みが税収不足による財政赤字として顕著になり、「攻め」中心の施策の転換の見直しが急務となつた。このことは税制にも要求され、従来採用されていた減税措置や特別償却等の拡充といった「攻め」を中心とした税制は大きな変換を求められことになり、抜本的な税制改革が必要となつてゐた。

また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために「設備投資」を題材にし、税制が与える効果を分析したが、融資残高や設備投資額は増加しているが、「攻め」の税制がどの程度効果があったかについては、効果の測定が難しく、分析の結果を持ち越した。

第4章 新中小企業基本法と中小企業税制

中小企業基本法の目的は大企業と中小企業の格差是正であったが、現在ではその格差は更に広がつてゐると実感している。我が国の中小企業・小規模事業者数は、平成24年で約385万社といわれており、平成21年は中小企業・小規模事業者数は420万社であり、3年間で約35万社が減少しており、更に年間1万社前後は倒産している現状から、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい。当章では、「企業を生かす」と「企業が生き残ること」をキーワードとした。中小企業基本法が大きく改正されたなかで、中小企業向けの税制がどのように変化してきたのかについても検討してきた。

現在の中小企業を支援する税制は、従来のような設備投資を促進する「攻め」ではなく、事業承継税制や企業再生税制といった「守り」の概念が必要となつてきた。「守り」の税制に分類されるものには、納税の猶予や事業承継税制等の即効性のある税制は少ない。つまり、「攻め」の税制に比べて、「守り」の税制の方が爆発力はないものの、持続性や将来性は期待できるものもあり、長い期間で考えれば、経済の活性化に寄与できる。「守り」の税制の充実・活性化こそ、現行の成熟経済化では経済活性化の鍵ではないかと考えている。

また、中小企業基本法の変遷に着目して、税制が設備投資という中小企業施策にどのように影響を与えるかについて分析した。結果は、設備投資は先行指標であり、経済状況に左右される面が大きいながらも、時間が経過すれば、減価償却費を活用した「攻め」の税制も効果が小さくなる。傾向として「攻め」による効果は、初回が一番大きく、次回以降は漸減する中でマンネリ化を引き起こしてしまい、最終的には効果がわからなくなってしまう。よって、設備投資を促進させるような減価償却費の税制については一定の効果はあったが、継続的なものではないだろうかと多少強引ではあるが結論づけた。当結論については、中小企業

を取り巻く経済環境の影響や論証不足が否めない。これら論証不足の点については、今後の研究課題とした。

第5章 企業再生税制の現状の課題と対応策

当章では企業再生税制に着目した。企業再生税制は、経済団体や実務家等の声が大きかつたことも導入要因の一つと言われている。企業再生税制とはどのような税制で、どういった経緯から誕生したのかについても取り上げながら、当税制のメリットやデメリットを整理し、企業再生税制の現状と課題とその対応策を考えた。

平成17年度に企業再生税制が整備されたことで、法的整理等は期限切れ欠損金を活用して債務免除益課税を回避できるようになった点等は、企業再生をする際に、大きな効果があったといえる。当税制が制定当時は大企業向けの税制であるとの批判も受けていたが、中小企業の再生に有効な「経営者の私財提供の特例等の適用」等の改正を重ねながら、再生の可能性の高まる税制へと変遷してはいるが、未だ成長過程であると整理した。現実的な問題として、企業再生税制だけでは、本当の意味での中小企業の再生はできない。企業再生税制の多くの項目が、債務免除益や私財提供等の取扱いについて非課税とするといった財務状態を改善する内容であり、手元の資金が増加するものではないからである。つまり、企業が事業継続していくためには、「資金繰り」も重要であり、それらの部分について、企業再生税制はあまり踏み込んでいない。

そのために必要な税制は「資金繰り税制」ではないかと考える。「資金繰り税制」の目的は手元資金の増加である。当章で「資金繰り税制」として例示したのは、中小企業等経営力強化法の承認企業のメリットである「取得後3年間の固定資産税の減免措置」である。当該措置は手元に資金を残すことにつながることや赤字企業でも活用できることから、今までの税制にはあまりみられない税制上のメリットがあり、資金繰りにも寄与することから、当該税制のようなメリットをもつ税制を増やすべきであると主張した。

第6章 再生手法の検討

当章では、各再生手法について、各手法の概要や問題点やメリットやデメリットを整理し、合わせて必要な改善策を検討も行った。さらに、アメリカの債務免除益の税務上の取扱い等も取り上げることで、より幅広い視点から分析及び検討を行った。

再生手法の利用が低調である理由の中で、中小企業は、法的整理よりも風評リスクを極小化できる私的整理を希望する場合が多く、中小企業再生支援協議会等の公的機関も以前に比べたら利用しやすくなったとはいえ未だ抵抗を感じる部分もあるといった制度面の問題や、

D E S の場合には期限切れ損金算入が活用できないのであれば、原則としてD E S の金額は青色欠損金の範囲内が基準となり、D E S 実施後の翌事業年度以降は、事業から所得が発生すれば当該所得に対して課税され、資金繰りに支障をきたす恐れがあるといった点等の税制上の問題、あるいは手法自体の認知度不足の問題等を実績が乏しい理由とした。

アメリカでの債務免除益の取扱いを確認したが、債務超過を1つの基準として、益金算入等を判断基準としている点は参考になる。日本での場合は、益金不算入になるには、アメリカよりもハードルが高く、他の税制にも見られるように、適用条件についてもう少し緩和をすべきではないだろうとの提案を行った。

実際の再生現場ではどんな再生手法を選択するかによって、当該企業の再生可能性も大きく変化することにより、非常に難しい選択を迫られる場合もある。今の経済環境下においてどういった手法がよいのかという点については現場でも大変に重要であり、今後の研究課題とした。

第7章 資金繰り税制の導入の整備・拡充の必要性

「手元に現金を残すためにはどうしたらよいか」という観点から、資金繰りと税制の関係について、当章では検討している。

「企業が生き残るためにどういった税制が必要か」、筆者は「資金繰り税制の整備・拡充」を主張する。企業が再生するためには、企業再生税制のように再生手続時に活用する企業再生税制だけではなく、再生後の資金繰りも円滑に進めるための税制の存在も重要となる。再生後も含めて筆者は再生と定義しているためである。しかし、現行の税制では、資金繰り税制という言葉はなく、その発想も乏しい。

業況が悪い企業では、租税を延滞している場合も多く、租税の負担や延滞税の負担も資金繰りを大きく圧迫する。企業再生税制を活用して、債務免除益が非課税になるスキームが出来たとしても、手元に資金がなければ、再生した企業は倒産してしまうためである。

現行税制でも資金繰りをよくするための税制として、「納税の猶予」がある、現行の国税通則法では、原則として納税の猶予期間ができる期間は、猶予を始める日から起算して1年内であるが、2年を超えて延長はできない。納税の猶予を申請する企業であるから、業況や資金繰りは厳しいことが当然であり、わずか2年程度の期間で、納税が出来なかった再生した企業が、納税ができるくらいに資金繰りが劇的に改善することは難しい場合が大半ではないだろうか。例えば、最長期間を現行よりも延長できれば、資金繰りを安定させる時間を確保する能够があるので、その間に掛取引等の再開により業者への信頼回復等の外部面や、人材の確保等の内部面等も体制を構築することができるので、再生の可能性が高まる。

こういった点からも現行税制が課税の公平性が優先し、再生の意識が希薄である点を指摘した。

次に、「資金繰りを良化する」という観点で税制を考えれば、法人税や所得税等の税法単位ではなく、税法を横断的に考えることが必要になる。企業に関する税法は、所得税法や法人税法だけではなく、消費税法や固定資産税法や国税通則法等の多岐にわたり、それぞれの法律が「再生」という同じ方向を向き連動してこそ、効果が最大化される。

今回注目したのは消費税法である。法人税や所得税は、いわゆる「黒字」でなければ課税されないが、再生を目指す企業の場合の多くが「赤字」であることが多い。よって、原則として、単年度が赤字であれば法人税等の租税負担は法人税均等割額²が課税されるのみであるが、消費税は会社の業況とは関係なく、納税義務者に該当していれば、納付義務が発生するので、租税負担が重く、資金繰りを大きく圧迫させる場合がある。課税庁も、消費税は間接税であり、預り金的性格の強い租税であるので、納付に関しては所得税や法人税の督促よりも厳しい場合も少なくない。

また、消費税は、「垂直的公平から水平的公平」という考え方の中で、広く消費一般に着目し、原則としてすべての財貨・サービスを課税対象としている。よって、消費一般に広く負担を求めるという、消費税の性格や産業経済に対する中立性の確保の観点から、いわゆる「免税事業者」を極力に設けないことが望ましいとされており、納税義務免除の特例も、業況悪化を理由にしたものではないので、再生を目指す企業が資金繰りを悪化することを理由に免除されることはない。申告期限についても、消費税法の考え方は厳格で、国内取引に係る消費税については、災害等があった場合を除いて、申告期限の延長制度は認められていない。つまり、法人税の申告期限の延長特例を受けている場合であったとしても、消費税についてはその規定はなく、申告期限の延長は認められていないが、国内取引に係る申告納付は、課税期間の確定税額の多寡に応じて、申告及び納付をする中間申告・納付制度が設けられている。

消費税は、短い期間で納付しなければならず、資金繰りが厳しい企業において、本来、預り金である消費税も含めて資金繰りをしてしまうことにより、資金がより厳しくなってくる。多くの企業が消費税課税事業者に該当することより、消費税法こそ法人税法や所得税法と同じように、納付期限の延長や課税の繰延制度が必要であると考える。

² 本社所在地が大分県大分市の場合、資本金額が1,000万円以下及び従業員が50人以下であれば、法人県民税としては、年額21,000円、法人市民税として50,000円の合計71,000円が、法人税均等割額として、業況に関係なく、課税される（平成29年2月9日現在）。

第8章 A社事例

A社事例では、国税徴収法及び国税通則法に係る現行の滞納処分のあり方について考えた。A社は、売上高が減少して資金繰りが厳しくなる中で、会社や従業員を守るために限られた資金を従業員の給料や業者への支払いを優先したために、租税等を滞納したため、課税庁より売掛債権を差押えられて、資金繰りができなくなった。当然に、租税等を支払っていないA社に否はあることを前提しても、再生を目指していたA社が、課税庁の「課税の公平性」との大義の中で再生の芽を摘まれてしまったことは非常に残念であった。

延滞税の免除及び納税の猶予規定の該当要件は限定的であり、かつ適用は厳格に行われている。それは、減免措置の対象を安易に拡大することが税負担の公平や統一的な課税という点から好ましくないということが考えられる。しかし、経済全体として再生や再チャレンジに関する機運が高まっている中において、未だ国税徴収法や国税通則法に再生に対する概念が入ってこないことは残念である。また、延滞税の免除や納税の緩和等の措置が世間に広く知られているとは言い難く、知らないことが使えないことになっている面もあり、実際にA社もこういった措置は知らなかつた。

業況が悪化し始めた初期の段階で当該措置を実施すれば、資金繰り面で効果が期待できたと考える。また、納税の猶予が認められたとしても期間も最長2年間であり、業況を改善するには短すぎる。金融機関でも、一般的に再生計画は3年～5年の中期計画を作成して改善計画に取り組むことから、再生の点からは、猶予期間の上限はもっと延長すべきである。

また、我が国でもアメリカで採用されている納税緩和制度を採用してはどうであろうか。アメリカでは、納税緩和制度としてコンプロマイズ³がある。これは、納付期間を90日以内の短期納付から徴収時効期間の残存期間での納付の長期納付まで滞納者の合意と契約に従つて納付することができる。これを日本に置き換えると租税債権の消滅時効は5年なので、最長5年間は延長することができるとより再生の可能性が高まることになり、一方、課税庁も時効で消滅することは回避できる。他にも業況が回復するまでの一定期間は繰延できる制度、あるいは進行年度に発生する租税等も合わせて納税の猶予ができる制度の整備等の免除や猶予制度の適用範囲の拡大も必要である。

平成26年税制改正により、個人事業者に係る事業再生税制も創設され、再生に対する機運は高まっているといえる。税務調査時における事前通知等の納税者権利保護の概念は少しずつ取り入れられてはいるが、今後は再生の観点からの延滞税の減免や納税の猶予等も整備されていくことを期待する。

³ 滞納者の納税額を減額するために行われる滞納者と内国歳入庁（IRS）との書面による契約のこと。

第9章 B社事例

B社事例では、税制と再生手法について検討した。「過大債務をいかに解消するか」、これは再生を検討する中で最も大きなテーマ1つである。債務放棄してもらうとすれば金融機関等の債権者の同意を得ることが困難であった部分もあるが、寄付金課税や債務免除益の課税上の問題も大きなハードルとなっており、再生手法としては活用しにくい。

よって、税務上の問題をクリアするためにも、D E Sの再生手法が有効打として期待され、B社でも活用できたのではないかと考えた。D E Sをすることで、支払利息負担軽減による収益力の向上、債務者区分ランクアップによる資金調達が可能になり、攻めの経営ができる可能性が増える等、B社の再生可能は広がったのではないかと考える。ただし、金融機関が多額のD E Sに応じることは、将来の再建可能性の高さ等の将来性が高くなれば現実的には厳しい。中小企業再生支援協議会の活動状況等の資料からは、D E Sの利用実績は著しく低く、これは、債務者にとって非常に有利であるが、債権者側からは、金利収入の減少や、D E Sによって得た債務者の株式をどうやって処理していくか等の問題が山積しているためであると思慮する。

ここで、債務消滅益について、再生手段としてのD E Sの利用を促進させる観点からは、合理的な再建計画の下では当面の間は債務消滅益は課税せずに次年度以降に繰り延べる等の思い切った解決策が必要なのではないだろうか。税制の考え方の中に、常に「課税の公平性」がどこかにあり、思い切った税制が創設されにくく現状がある。我が国経済は成熟期にあり、今後も飛躍的な経済成長が予想しにくい中で、創業向け施策に重点が置かれているが、再生や事業継続が出来る環境整備も重要である。その中で税制の整備も非常に重要であり、中途半端な制度では効果も限定的になる。やはり、課税の繰延制度等を活用した税制の必要性を感じる。

第10章 C社事例

今回取り上げた3社の内、A社とB社は既に倒産しており、C社のみが事業継続している。第10章のC社の場合は、過大債務が問題点であるが、金融債務もあるが、過年度分の租税等の負担も大きく、資金繰りが出来なくなっていた。現行の税制では、法人よりも個人の方が再生に関しては未整備であり、活用できる手法も少ない。よって、資金繰りを良化させるという点に絞って、法人成りの検討を提案している。法人設立後、2年間の消費税の免税条例の活用や、社会保険料の負担軽減等の現行の税制上のメリットを活用した手法である。ただ、短期的に資金繰りをよくするための薬薬であり、C社が現状の危機を脱して業況が安定すれば、他の中期的展望を踏まえた施策が必要となってくる。C社の場合、手持ち資金の確

保が最優先課題であるために法人成りを検討しており、所得税法等の個人事業に関連する再生に関する税制の整備が急務である。

終章

序章で問題提起した①「課税の公平性が再生に優先するのか」、②「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」についての意見を述べたい。

まず、②の「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」については、筆者は「横断的な税制の整備」であると考える。この点については、本論文中で何度も触れてきたように、企業再生税制を中心とした再生に係る税制は、債務免除益をいかに回避するかがポイントとなっている。業況が厳しくなった企業は過大債務で苦しんでいる場合が多く、債務免除が特効薬である。しかし、債務免除には2つの障害がある。1つは、債権者である金融機関等の貸し手の姿勢である、原則として、金融機関は債権放棄には応じない。このことは、当然と言えば当然であろう。よってDES等の再生手法を使い、債務免除益について、免除ではなく、実質的な返済猶予の効果をねらったが、活用実績は上がってない。もう1つは税制の未整備である。特に、私的整理を活用したスキームの場合の税制整備が遅れている。

また、今回改めて考えさせられたことがある。それは、「企業が生き残るためにはどうしたらよいか」ということである。筆者は、本論文にて、再生と税制について考えてきた中で、現行税制の不備や改善策について提案をしてきたが、再生というものをもっと大きな視点で考えて、「この厳しい環境下の中で、どのように企業が生き残っていくのか」と考えることに気づいた。その際には「資金繰り」、つまり「手元現金をいかに残していくのか」という点である。この点こそ、日々再生の現場やあるいは本論文の事例を通じて、実感していることである。よって、この「何が不足しているか」とのもう1つの答えとして筆者は「資金繰り税制の整備及び拡充」を提起したい。「資金繰り税制」とは、課税の猶予制度を骨子とした課税の繰延制度の充実を柱とする。課税の繰延制度とは、A社事例でも紹介したように、業績悪化時に発生する租税負担（特に消費税）についても、業績回復時まで納税を猶予する制度にするべきである。よって、この点については、業績不振等を理由とした減免申請については「課税の公平性」の観点から課税庁も積極的な同意は難しいであろうが、「課税の猶予」であれば、課税庁の一定の理解を得られるのではないだろうか。

もう1つの①の「再生が課税の公平性に優先するのか」については、当初より再生が優先すべきだという立場は変わらなかった。しかし、その根拠は全く違う。当初、筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いが前提にあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には徵税ができない

いことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かった。本論文を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げた。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めた。

租税特別措置は、法人税や所得税等の基本税法を租税優遇措置や租税重課措置を歪めるとして問題がありながらも、一定の政策目的の実現に資するということを目的として、負担の公平性に優先して存在している。これは租税の目的が、財源調達目的のみであれば、負担の公平性を犠牲にする租税特別措置は認められず、前述したように租税の目的には、国庫収入目的以外にも社会・経済政策目標があり、これを達成するために認められているのであることを「再生」が「課税の公平性」に優先する論拠とした。

また、では、再生が出来なかった場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある、つまり、「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できると主張したい。

中小企業の雇用を安定させていき、全体としての経済を発展させるためには、企業再生税制のさらなる改正と意識の定着が必要であると考える。今回提案した税制以外どういったものが必要なのか、あるいは今回提案した制度についての深い議論については、今後の研究課題としてすすめていきたい。そして、今回の研究を通じて学んだ多くのことを活かして、1社でもより多くの企業を再生させたい。

審査結果の要旨

(論文の主題)

中小企業の再生に関する税制の現状と問題点の指摘、そして再生可能な税制構築へ向けての提言が、本論文の主題である。

平成 17 年度税制改正で企業再生税制が創設されるが、これ以前の中小企業の再生税制は設備投資を実施しなければ適用できない特別償却や、利益を計上していなければ恩恵を享受できない税額控除などであり、「攻め」の税制であったが、これ以後は、評価損益の計上や債務免除益の期限切れ欠損金の損金算入などを認めるという税制が登場し、さらには事業承継税制も含めて「守り」の税制として、位置付ける。

そして、中小企業が存続するには、税制は不可欠で、本論文第 2 部の事例研究を通じて、中小企業の再生は、再生=資金繰りであるとの結論を得、究極の「守り」の税制として、課税の猶予制度を骨子とした「資金繰り税制の整備及び拡充」を立法論として提起する。

(論文の概要)

本論文は、2部構成であり、第1部で「中小企業の再生と税制」という標題の下で、再生と課税の公平という相反する問題を制度上両立させるために、租税特別措置や戦後の中小企業税制を新旧の中小企業基本法に着目しながら、再生の視点で分析し検証している。この第1部での検証結果を踏まえて、筆者が実践した再生事例を第2部「事例編」で応用し、その結果を分析し報告している。

第1章では、「再生は課税の公平性に優先する」との仮説を検証するために、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を税法の観点から検討している。筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との実務家の「思い」が前提にあるが、「再生」が優先すべき根拠を、当初は税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には徵税ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は脆弱であることにより、租税特別措置に当該問題意識の根拠を求めた。租税特別措置が、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与すると考えられているためである。

ここでの考え方を中小企業の再生にあてはめ、一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的があるが、これは、再生が出来た後の将来に期待できる効果であるとした。再生が出来なかつた場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点については、中小企業の再生税制は中小企業者の生存権の保障であり、適正かつ公平な課税の実現を求める課税庁の立場とも調整可能とする。つまり、中小企業に対しては、生存権ないし生業権の保護を法理論的に導いてくるのである。

第2章では、「中小企業の範囲」に着目し、法律的側面から中小企業の範囲等を確認し、中小企業と税制の関係について、課税の公平性の立場も踏まえながら、税制が抱える課題についても取り上げている。

例示した事例のように、「減資による中小企業税制の活用」も再生手法の1つとしながら、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではなく、課税の公平性に正面から抵触することは明らかであることから留意すべきであることを指摘する。その上で、現在の中小企業の定義について、資本金等で判断をするだけでなく、企業の実態を反映するような売上高や担税力の観点からする利益額等も中小企業の判定基準に加えることで、現状よりは課税の公平が保たれるのではないかと結論している。

第3章では、中小企業基本法と中小企業税制の関わりについて検討し、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材にし、税制が与え

る効果を分析している。

中小企業基本法に着目しながら、戦後の中小企業に係る施策は、税制に関しては「攻め」の施策であったが、体力に劣る中小企業には限界がある点や、「再生」や「納税の猶予等の適用要件の緩和等」といった「守り」の施策や税制については、主要なものとして取り上げられていない点を指摘している。

また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材にして、税制が与える効果を分析しているが、融資残高や設備投資額は増加しているが、「攻め」の税制がどの程度効果があったかについては、測定が難しく、結論を保留している。

第4章では、中小企業基本法が改正されたなかで、中小企業向けの施策や税制がどのように変化してきたのかについて検討している。

現在の中小企業を支援する税制は、従来のような設備投資を促進する「攻め」ではなく、事業承継税制や企業再生税制といった「守り」の税制の必要性が強調されるようになってきた点に注目する。「守り」の税制に分類されるものには、納税の猶予や事業承継税制等が考えられるが、即効性のある税制は少ない。しかし、「守り」の税制の方が即効性はないものの、持続性や将来性は期待できるものもあり、長い期間で考えれば、経済活性化に寄与できる。「守り」の税制の充実・活性化こそ、現行の成熟経済下では経済活性化の鍵ではないかと結論づけている。

また、前章に引き続き、中小企業基本法の変遷に着目して、設備投資税制の効果について分析しているが、結果は、設備投資は先行指標であり、経済状況に左右される面が大きいけれども、即効性はあると評価するが、時の経過とともに、減価償却費を活用した「攻め」の税制も効果が小さくなると結論づけている。

第5章では、企業再生税制について、当税制のメリットやデメリットを整理し、企業再生税制の現状と課題、そしてその対応策を検討している。

企業再生税制は、平成17年度に整備され、その後に改正を重ねながら、再生の可能性の高まる税制へと変遷しているが、いまだ成長過程であるとしている。また、筆者は実務家の視点から、企業再生税制だけでは、本当の意味での中小企業の再生はできないと指摘する。つまり、企業再生税制は、債務免除益に課税しないための期限切れ繰越欠損金の有効活用等が内容の中心となっているからであり、企業が事業継続していくための「資金繰り」への配慮が必要であるが、企業再生税制はあまり踏み込んでいないので、そのために必要な税制として、「資金繰り税制」の導入の必要性を主張している。

第6章では、再生するための再生手法について、各手法の概要を説明し、メリットやデメ

リットを整理する中で、現状の問題点を洗い出して、それへの必要な改善策を検討している。改善策を検討する過程の中で、アメリカの債務免除益の税務上の取扱いについても取り上げている。

再生手法の利用が低調である理由の1つに、中小企業は、法的整理よりも風評リスクを極小化できる私的整理を希望する場合が多い点が挙げられるが、制度面の問題や税制上の問題あるいは手法自体の認知度不足の問題等々を、再生手法の実績が乏しい理由だとしている。実際の再生現場では再生手法の活用によって、当該企業の再生可能性も大きく変化することになるが、非常に難しい選択を迫られる場合もあるので、現在の経済環境下においてどういった手法が適用できるのかという点については、今後の研究課題としている。

第7章では、「企業が生き残るためにはどういった税制が必要か」という点から検討し、新たな「資金繰り税制の整備・拡充」を立法論として提唱している。筆者は実務家としての経験の中で、企業が本当の意味で再生するためには、「資金繰り」が極めて重要である点を主張する。本当の意味での再生とは、経営危機に陥っている企業を、期限切れ繰越欠損金等の活用により債務免除益課税を極力避けることで債務超過を解消させることや、また当該企業が、その後、事業継続していくための資金繰りが円滑に実施できるようになることの両方ができるこそ再生ができる点を強調している。

第8章以降は、「事例編」である。第8章で取り上げているA社では、現行の滞納処分のあり方について問題提起しており、「企業の再生」と「課税の公平性」の優先についても取り上げている。現行の制度下では、課税の公平性が優先されること、また、延滞税の免除及び納税の猶予規定の該当要件は限定的であり、かつ適用は厳格に行われていることによって、税制が再生を妨げていると指摘する。経済全体として再生や再チャレンジに関する機運が高まっている中において、いまだ国税徴収法や国税通則法の再生に関する制度の未整備を指摘し、課税の猶予期間の延長等の改善を主張するものである。

第9章では、再生するためのポイントとして、「過大債務」にスポットを当てている。B社を事例に、債権放棄等の各手法を活用した場合の税制上の問題点（寄附金課税や債務免除益課税等）や再生の可能性について分析している。

その内容として、債務免除益について、企業再生手段としてのDESの利用を促進させる観点からは、合理的な再建計画の下では債務免除益は課税しない等の解決策を指摘し、期限切れ欠損金の有効的な活用のためには、企業再生税制下において、再生企業への適用範囲を広げていく（法的整理や私的整理に限定せずDESにも拡げる）必要性を主張している。

第10章では、筆者は「企業が事業継続するためには資金繰りを改善する必要がある」との認識の下、個人事業者であるC社を取り上げている。資金繰りを良化させるという点に絞

って、法人成りの検討を提案し、税制上のメリット等を活用（法人設立後2年間の消費税の免税特例や社会保険料の負担軽減等の活用）した法人成りの検討を提案している。ただ、短期的に資金繩りをよくするための薬薬であり、C社が現状の危機を脱して業況が安定すれば、他の中期的展望を踏まえた施策が必要となってくる点もあり、再生は長期的視点で考える必要性があることを主張している。

終章では、本論文の締めくくりとして、序章で問題提起した①「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」、②「課税の公平性が再生に優先するのか」の各々について、回答している。

先ず、①への回答として、筆者は、現行税法の不備として、実体法と手続法およびそれに関連の特別法と間の「横断的な税制の整備」を主張している。この点については、債務免除益課税をいかに回避するかがポイントであるとする。また筆者は、企業が再生し、生き残るために税制として、「資金繩り」という点に着目して、例えば、業績の回復時まで納税を猶予する「課税の猶予」のような「資金繩り税制の整備及び拡充」を税制度の不足として主張している。

もう1つの②的回答については、当初より再生が優先すべきだという立場は変わっていない。しかしながら、当初は、根拠を税収の増加や経済振興の効果に求めていたが、再生の失敗の場合には徵税ができなくなることへの対応や、「再生」を「課税の公平性」に優先させてもよいとする税法的な根拠をどこにも見い出しえないことなどから、そこで、筆者は租税特別措置の政策性に着目するのである。租税特別措置が、公平性に問題がありながらも、一定の政策目的の実現に資するということを目的として、負担の公平性に優先して存在している点を重要視する。つまり、租税の目的が、財源調達目的のみであれば、負担の公平性を犠牲にする租税特別措置は認められないが、国庫収入目的以外にも社会・経済政策目標があり、これを達成するために認められているのであることを、「再生」が「課税の公平性」に優先する論拠としたのである。仮に、再生が失敗したとしても、再生が課税の公平に優先する根拠がないのではなく、中小企業は、事業の存続こそが生きる権利であり、「生存権の保護」は守られなければならない基本的なものであるから、憲法の負担能力に応じた公平の議論で説明できると結論づけている。

(論文の評価)

筆者は実務家であり、現場での問題意識が、本論文の研究テーマとなっている。本論文は、理論編と事例編の2部構成になっており、事例研究を研究の柱としつつもその理論的根拠を理論編で裏付けようと試みる論文である。内容は、「再生税制」をメインとして、再生

に取り組む際に障害となる各種税制問題に触れるだけでなく、現行の中小企業を取り巻く課題にも再生の視点から分析が加えられている。

特別償却等を利用した設備投資のような成長に繋がる税制を「攻め」の税制というのに対して、再生税制を「守り」の税制と定義し、現在の経済低迷期には重要性が高くなるとする。よって、再生税制を中心とした「守り」の税制においては、各種減免措置や納税の緩和等の充実も必要であることを検証し、再生に係る横断的な税制の必要性と課税の繰り延べ等の「資金繰り税制」の整備が重要であるとする。なお、「守り」の税制は、筆者のアイディアであることを付け加えておく。

本論文のテーマである再生税制を研究しようと決意した契機は、筆者の実務家としての中小企業再生への熱い「思い」であり、再生現場での租税債権の優先権のために、資金繰りの悪化による事業からのやむなき撤退という苦い思いがあったからである。再生のために課税の公平を棚上げして、不確定な再生のために一種の掛けを行う。再生への「思い」を公平に優先させるという仮説、まさに自家撞着な仮説に、1つの論理的解答が必要であった。これへの解答は、第1章および終章の要旨で述べたところであるが、租税特別措置の目的・機能やいわゆる生存権的財産という憲法原則による解答を用意したのであった。

本論文は、研究者志望の者が書いた論文としてみた場合には、論証に精緻さを欠き、したがって推測と受け取れる箇所も随所にあり、いさか疑問が残るが、筆者がこれまで中小企業診断士として現場で直面してきた実践や実務を紹介し、それを理論化して体系化しようと試みている論文と評価したい。中小企業の再生税制で、しかも「守り」に特化した再生税制の先行研究は、皆無に等しく、実務家だからこそ対応できたという評価もできるということを指摘しておきたい。

本論文は、専攻分野および関連分野にも広い視野をもち、学術的文献・資料が少ないなかで、中小企業の再生とそれを支援する税制の現状と問題点およびわが国経済の活性化に向けての税制上の提言を行っている。これまでの中小企業税制、とりわけ再生税制に特化した極めて新規性に富んだ先攻した論文となっており、独創性があり、新たな知見を加えたと評価できる。よって、博士の学位にふさわしい業績と認められる。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 末永 英男

副査 熊本学園大学教授 池上 恭子

副査 熊本学園大学教授 酒巻 政章

副査 熊本学園大学教授 岩武 一郎

氏名（本籍）	梶原 浩介（熊本県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位の種類	博（甲）社会福祉 第20号
学位授与の日付	平成29年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	不登校事例へのファミリーソーシャルワーク実践からみえる家族の智 —固有の「私」を生きるまでの系譜—
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 下地 明友 (副査) 熊本学園大学教授 伊藤 良高 (副査) 熊本学園大学教授 宮北 隆志 (副査) 久留米大学教授 門田 光司

内容の要旨

I. はじめに

筆者のこれまでのソーシャルワーク実践を通して、不登校^①の生活課題を抱える家族と関わる機会が多くあり、子育てに関する悩み相談を受けることが多々あった。この悩みの背景には、家族の抱えるさまざまな生活課題があった。

家族との語りからは、

「『学校に行けない（行きづらい）』と訴える子どもにどう声掛けをしたら良いか分からな
い。」

「学校に行けない期間が長くなると子どもの勉強、進路、そして将来のことが心配。」

「子どももいろんな事情で学校生活に困っていることはわかるが、私（親）自身も困ってい
る。だけど誰にも相談できない（そもそも誰に相談したら良いか分からない）。」

「子どもを育てるためには、仕事をして生活を維持しないといけない。だけど、仕事をして
いる間、子どもを家に1人にしているため心配になる。」

「周りの人（親戚、学校の先生等）から、子どものことを『ちゃんと見てくれ』と言われる。
でも仕事でヘトヘトで帰って、1日中ゲームをして過ごしている子どもの姿を見ると、イ
ライラとして叱り飛ばしたくなる。…周りの人は私のことを『子育てに失敗した親』として
見ている気がする。」

「私の場合は,夫婦いますが,夫は子どものことに関わってくれない.両親そろっていても実質は『ひとり親』なんです.」

「私(親)も,仕事と生活の両立に疲れ果て,身体の調子を崩している.私の親も高齢で健康状態が優れない.」

※「 」中の斜体文字は家族の語りを示す.

上記の家族との語り²⁾から,教育,医療,経済,就労などの生活課題が多様かつ複合的に絡み合っていた.筆者自身もこれまで語りに着目したソーシャルワーク実践に取り組んできたが,家族の抱える経済的課題,医療的課題,雇用問題などといった家族を取り巻く社会構造まで変えられた訳ではなかった.しかしながら,語りを聞くということは,相手を独立した1人の人間としてみなし,その人間性を尊重し育むことにつながるため,その人の語りに着目することの重要性も認識している.そのため地域の支援者による多様な援助技術があるなか「その人が自分で未来を切り開くとは何なのか?」といった疑問を抱いたことから,不登校支援をめぐる研究として,生活課題のある人たちの語りを対象に取り組むに至ったのである.そのなかでも家族支援に焦点をあてたファミリーソーシャルワーク³⁾として,子どもや家族が自らの力で生活課題を乗り越えていくことを実践を通して目指していった.

したがって,本研究は支援者である私と当事者である私との関係性から生じる語りを手掛かりに,家族1人ひとりが日々の生活を通して,生活課題を乗り越える為に身に付けた知恵や技術,価値を家族なりに見出し,本来の私らしさを見出されたのか,その固有の「私」を生きるまでの系譜について探求していった.そのため生活課題を抱える家族,家族を支える地域の支援者の語りは,本研究を紐解く上で鍵になると考える.

II. 本研究の概要(序章を中心に)

はじめに

筆者自身,日々のソーシャルワーク実践のなかで,不登校状態にある子ども,子どもを支える家族と関わる機会が多くあった.ソーシャルワーカーとして,子どもを支援の対象に,生活環境である学校や家庭,そして,地域へと関わってきた.筆者の実践では,学校に行きづらい,もしくは,行けない子どもたちの現す状態として,不登校,登校しぶり,いじめ,発達障害などの要因が確認された.これらの要因により教育を受けられない,もしくは受けているにも関わらず,学校教職員からの指導内容が届いていない現状がみえてきた.具体的には,授業に集中できない,友達と上手にコミュニケーションが取れない,忘れ物等により授業に参加できないなどの学校生活上の困り感を示す子どもの姿がみえてきた.この背景には,家庭環境の不安定さが認められるケースが筆者の取り組みのなかで確認された.例えば,児童虐待,貧困,地域からの孤立,近親者からサポートを得られない,子どもへの関わり方が分からぬ等といった家族の家庭生活上の困り感があったのである.

この実践経験をもとに,筆者は子どもを支える家族自身もまた悩みを抱える1人の当事者であることに気付かされたのであった.子どもを取り巻く生活環境はいま複雑多様化している現状があるので,子どもが学校や家庭,そして,地域で安心して過ごす上で,家族への支援は欠かせないものになると考える.

近年のソーシャルワーク実践領域は,児童・医療・障害・地域福祉分野等と活躍の場を広めている.各現場で共通して求められるのは,家族と共に歩むソーシャルワーカーである.これはどのソーシャルワークの実践領域においても同様のことが言えるだろう.逆説的に言えば,家族自身が家族の一員である当事者(子ども等)に安心して関わるように,家族と共に歩む取り組みがソーシャルワーカーには求められる.筆者のこれまでの家族との取り組みを振り返ると,「不登校状態にある」等の子ども,「子育てに苦悩している」等の家族のように社会のな

かでスティグマを抱え,本来の私⁴⁾が日常生活の中で埋没していく家族がいる.筆者の実践では,家族なりに試行錯誤,生活課題に取り組んだ結果,乗り越えるに至った家族も少なくなかつた.その背景には子どもや家族1人ひとりが生活課題に取り組むなかで,生活課題を乗り越える為に身に付けた知恵や技術,価値を家族なりに見出していったことが要因として考えられる.その家族なりの取り組みにこそ,支援者に求められる援助の知恵や技術,価値がみえてくるのではないだろうか.家族が家族なりに目の前にある生活課題に対して気付き,工夫し,苦悩しながらも取り組むには,どのような支援が求められるのか.これからの一連の研究での解明において目指していきたい.

したがって,本研究は支援者である私と当事者である私との関係性から生じる語りを手掛かりに,家族1人ひとりが日々の生活を通して,生活課題を乗り越える為に身に付けた知恵や技術,価値を家族なりに見出し,本来の私らしさを見出されたのか,その固有の「私」を生きるまでの系譜について探求していった.

第1節 問題の所在

(1)先行研究を踏まえた上での本研究の視点

1)不登校の生活課題を抱える家族の現状

不登校状態の背景要因の1つとして「家庭の生活環境の急激な変化」等の要因が複合的に関連したもの(文部科学省 2014)と指摘している.佐藤(2011:77)によれば「現代的な児童生徒の持つ生活課題には経済・社会的な要因が認められ,そういう要因を注意深く見守りながら,予防的ないし早期の対応が求められる」と指摘している.つまり,不登校という状態は,ただの「学校に行けない,行かない」状態だけではなく,環境・状況的な要因が複合的かつ複雑に絡み合った状況がつくりだしているもの(佐藤 2011:69-78)であることを捉えることができた.

生活課題を抱える家族の養育の現状と課題(労働政策研究・研修機構 2012)について整理した.家族構成別の不登校の子どもの養育経験率では,「ふたり親家庭の不登校経験率は3.8%,父子家庭の不登校経験率は5.6%,そして,母子家庭の不登校経験率は12.1%」であった.養育に困難さを抱える家族の背景として,1「仕事と育児の両立に対する悩み」,2「子育てに対する不安感」,3「生活課題の抱え込み」と「地域からの孤立」,4 3の結果から生じる「こころの健康問題」と4つの要因を家族が抱えやすい生活課題の特徴として捉えることができた.

2)家族と共に歩む必要性

「欠損家庭」を含めた「家庭崩壊」等の表現には,社会からみた家族に対するレッテリング・ラベリングの問題も背後に潜んでいる(横堀 2002)と考える.その背景として,藤村(2013:49)は「日本の社会構造は『家族依存型システム』となっており,『国家の責任が,絶えず個人や家族の責任にすり替わるような社会構造』が今なお強く維持されている」と家族が抱える課題を社会構造の面から指摘している.したがって,1)の多様かつ複合的な生活課題を抱えるなかで,家族自身もまた理想と現実との境目に葛藤しながらも,本来の力を發揮しにくい状況にあると考えられる.

3)ソーシャルワーク実践から得られる語りの有用性

ソーシャルワークの実践モデルの歴史的変遷の中で,システムズ理論の獲得に至っていることを示した.人も社会環境も,1人(単独)で変化するのではなく,他者(環境)とのトランズアクション⁵⁾を通して変化するため,関係する人(社会環境)の変化は必然的に当事者へも波及する.この視点の獲得は,ソーシャルワーク実践に大きな転換をもたらしたといえる.この家族を対象としたソーシャルワーク実践は,個人のさまざまな社会生活機能遂行上の問題を,家族というシステムにおいてみるとろに視座をもつ.そのため不登校・ひきこもり,児童虐待,DV,子育てや介護の悩みなど,家族の一員としての地位や役割から派生する行動や態度は,必然的に他の家族成員や家族生活全体に関連するので,家族成員の問題は全体としての家族の問題として捉え,それへの対応も家族を単位として考えていくことが必要になる。

したがって、不登校状態の子どもに関わるということは、子どもと関わる親、きょうだい、祖父母等といった家族に関わることに繋がるのである。また支援者である私と当事者である私との関係性から生じる語りに着目することは、子どもから親などへの関わりといった関係性の拡大のみに留まらない。関係性から生じる語りに着目することで、家族1人ひとりの本来持っている力やその人らしさといった家族の可能性に焦点を当てることにも繋がると考えられる。

(2)研究の視点

1)家族の智

筆者の実践を通してみても、不登校状態にある子ども、支える家族、学校の先生、そしてソーシャルワーカー等の地域の支援者とさまざまな「私」が存在する。それぞれの私との関わりから生じる語りからは、その時の出来事(時・場所・状況)が生じ、どのようなことを考え、どのような行動・選択をとったのか、その結果どのような出来事に繋がったのか、私自身を見出すには他者である「私」が欠かせない。

山岸(2014:35)によれば、「個々のシークエンスの要素が選択される局面での私と、それらをまとめる形而上の『私』との間を果てしなく行きつ戻りつするこの私生成の過程は、無限の循環性から成り立ち、決して同じ繰り返しがなされることはなく、つながりの結び方の可能性は無尽蔵である。そしてそのような無限の動きの中に、手探りのうちに偶然探し当てた意味構成や行為選択の規則を『私』として引き受けられたと実感できたときこそ、よく生きているということが感得されうる瞬間なのではないだろうか。そして、それは、ベイトソンが『智』とよぶ境地なのである」と智⁶⁾⁷⁾について説明している。筆者も実践を通して、この手探りのうちに偶然探し当てた意味構成や行為選択の規則⁸⁾⁹⁾から、例えば、不登校という生活課題への取り組み、感情、苦悩、喜び、挫折、失敗と成功を繰り返すなかで工夫の上で身につけた生活上の知恵や技術、価値観の創造…などの叡智(=智-wisdom-)が生み出されていったのである。このことから家族なりに見出した叡智を、本研究では「家族の智」と位置づけている。つまり、不登校の生活課題に対して、支援者である私と当事者である私との関係性を基に生じた家族なりの不登校を乗り越える為の取り組み、知恵や技術、価値を見出されるまでには、「私」と「私」との間を果てしなく行きつ戻りつしながら見出されていくのである。家族が苦悩しながらもこれらのことを見出された時に本来の「私」として「不器用ながらも何とか乗り越えられたね」など、生活課題に対する取り組みを通して手探りのうちに偶然探し当てた意味構成や行為選択の規則の中で、家族なりに現状やこれまでの自分たちの努力やみえてきたものを受け止め、家族1人ひとりが「よく生きてきた」と実感を得ていた。下地(2015:258)によれば、「既成の網や類型化から破れ目を作つて抜け出していくプロセスに、かけがえのない大切なものが生成する」とあるように、不登校という既成の網や類型化から各当事者が苦悩しながらも破れ目を作つていく過程に家族へのソーシャルワーク実践¹⁰⁾において求められる大切な視点が見出されると考える。

2)固有の「私」

生活課題を抱える家族1人ひとりをみると、「1人ひとりがほかとは異なった独自性をもち、一般的な特徴で類に分けることができない、固有の『生』を生きる人間のあり方」(佐久川2009:3)がある。生活課題を抱える当事者にとって他の何者でもない固有の「生」として生きる実存的支援¹¹⁾¹²⁾の重要性について指摘している。不登校の生活課題の背景をみても、環境・状況的な要因が複合的かつ複雑的に絡み合った状況がつくりだしているもの(佐藤2011)であるように、家族1人ひとりもまた「独自の『生』」(佐久川2009:9)を生きる1人の当事者¹³⁾なのである。筆者の実践を振り返った時に、「不登校状態にある」等の子ども、「子育てに苦悩している」等の家族のように社会のなかでステigmaを抱え、本来の「私」が日常生活の中で埋没していく家族がいた。そのなかでも家族なりに試行錯誤、生活課題に取り組んだ結果、本来の「私」らしさを見出し、生活課題を乗り越えるに至った家族も少なくなかったのである。そ

のため,家族へのソーシャルワーク実践を通してみえてくる家族1人ひとりの固有の「私」を生きるまでの過程に着目したのである。

家族へのソーシャルワーク実践を対象とした研究の視点として,「クライエントを苦しめている苦痛・困窮はクライエントにとってどのような意味をもつのか」「この『苦痛・困窮』の意味を理解することが支援の出発点であり,『生きる意味と価値』の達成に近づけるよう支援することがそのゴールとも言える」と佐久川(2009:4)は対人支援の研究の原理を説明している。なぜなら「苦難に直面したとき私たちは,なぜ自分がそのような目に遭うのか,納得できる理由を懸命に探し,その意味を見つけようとします。人間は意味がわからない苦痛に耐えることはできませんが,意味が納得できればそれに耐え,それを乗り越える可能性が開かれることが知っているから」(佐久川 2009:16)と対人支援における「意味」と「価値」の重要性¹⁴⁾があるからである。

不登校の生活課題に対して,支援者である私と当事者である私との関係性を基に生じた家族なりの不登校を乗り越える為の取り組み,知恵や技術,価値を見出されるまでには,「私」と「私」との間を果てしなく行きつ戻りつしながら見出されていくのである。家族が苦悩しながらもこれらのが見出された時に本来の「私」として「不器用ながらも何とか乗り越えられたね」など,生活課題に対する取り組みを通して手探りのうちに偶然探し当てた意味構成や行為選択の規則の中で,家族なりに現状やこれまでの自分たちの努力やみえてきたものを受け止め,家族1人ひとりが「よく生きてきた」と実感を得ていた。つまり,不登校という「既成の網や類型化から抜け目を作つて抜け出していくプロセス」(下地 2015:258)を通して,かけがえのない大切なものを見出していたのである。

つまり,「固有の『私』」とは,「他の何者でもない,その人らしく¹⁵⁾,固有の『生』を生きる私」である。人生を通して,自分を苦しめている苦痛・困窮は,自分にとってどのような意味をもつのか。時にほかの人の手を借りながらも私にとっての「生きる意味と価値」を見出してきている。そういった「生きる意味と価値」を達成した人は,私なりの「人生の中での生きる意味」,「生きがい=生きていく価値」を見出し,その人らしく生きていくのである。つまり自己実現を目指すことに繋がると考える。この苦悩しながらも乗り越えるに至った私は,1人ひとりがほかとは異なった独自性をもち,一般的な特徴で類に分けることができない,固有の「私」を生きていくことになるのである。したがって,私は1人では私には成り得ないため,私自身を見出すには他者である「私」が欠かせない。そのため対人支援においては当事者である私と支援者である私との行きつ戻りつの連綿とした関係性が必要と考える。

本研究では,支援者である私と当事者である私との関係性から生じる語りに着目して,家族1人ひとりが日々の生活を通して,生活課題を乗り越える為に身に付けた知恵や技術,価値といった智を家族なりに見出し,その固有の「私」を生きるまでの系譜について探求していくのである。

第2節 研究目的

本研究では筆者が関わった実践事例を通して次の2つの目的を掲げることとする。

- (1) 家族との語りを通してみえる生活課題に対する当事者の知恵や技術,価値といった智(wisdom)の生成についての考察
- (2) 家族との語りを通してみえる固有の「私」を生きるまでの過程についての考察

上記の目的に沿って,家族が家族なりに目の前にある生活課題に対して気付き,工夫し,苦悩しながらも取り組むには,どのような支援が求められるのか。これからの一連の研究での解明において目指していきたい。

第3節 研究の方法

第1項:ソーシャルワーク実践の手続き

(1)支援者である「私」の立ち位置

本研究にて取り扱う実践事例については、各章ごとに筆者の支援者としての立場が異なる。第1章、第2章では家庭訪問援助員として、第3章ではスクールソーシャルワーカーとして家族との関わりをもった。第4章では不登校状態にある子どもや家族等への調査を実施した。そして、終章では第1章から第4章まで捉えた家族との取り組みを通して、生活課題に対する当事者の知恵や技術、価値といった智の生成、並びに固有の「私」を生きるまでの系譜について各章から得た結果をもとに整理した。

1)家庭訪問援助員としての取り組み

家庭訪問援助員としては、某県の事業実施要項に沿い、1回につき午前9時から午後8時までの4時間以内、月2回の訪問を行った。訪問期間は原則6か月～1年である。具体的な関わりとしては、子どもの状況にあわせ、話し相手、遊び相手、学習支援などを行った。これらをソーシャルワークの手続きとして、家族と子どもの関係性への働きかけ(両者の関係調整、家族や子どもへの助言・指導)、家族の面談対応、各関係機関との連携及び関係調整に取り組んだ。

2)スクールソーシャルワーカーとしての取り組み

スクールソーシャルワーカーとしての配属は、A地区で担当エリアはB地域の3つの小学校区とC地域の3つの小学校区で小学校を中心に支援活動した。家族や学校教職員、地域の支援者に対するコンサルテーションが中心となった。しかしながら、家族に関わる上で、子どもに対する直接的な支援にも取り組んだ。具体的な関わりとしては、子どもの状況にあわせ、話し相手、遊び相手、学習支援・生活支援等に取り組んだ。これらを学校ソーシャルワークの手続きとして、家族と子どもの関係性への働きかけ(両者の関係調整、家族や子どもへの助言・指導)、家族の面談対応等に基づき、各関係機関との協働及び関係調整を行った。

第2項:語りと向き合う上での記述過程

(1)記録に基づいたテキストマイニング

ソーシャルワーク実践を通して、子ども・家族、地域の支援者の語りを記録として蓄積した。各当事者が生活課題に対してどのように実践し、変化等がみられたのかに注目した。その記録に基づきテキストマイニングによって分析した。論文表記する際には、各当事者の象徴的な語り¹⁶⁾に着目し、文字化・図式化することで一般化した。

- 1) 逐語化した記録からみえる当事者の語りを意味の分かる範囲内に文節ごとに区切って分類し、テキストデータとして変換した。
- 2) テキストデータに、語りID¹⁷⁾、回答者ID、回答者、質問ID、質問項目、語りの内容、語りの属性をつけることで、各当事者の語りを項目ごとに分類した。語りを分類する際には、IBM製品のSPSS Text Analytics for Surveys¹⁸⁾(以下、「TAS」と記載)を用いて、各当事者の語りを構成する肯定的/否定的な単語を整理した。その結果をもとに各当事者の抱える生活課題としてまとめた。その分類した各当事者の語りをもとに当事者である私と支援者である私との関係性から生じる語りに焦点をあてながら探求する。

(2)質的内容分析における理論的コード化

1)理論的コード化の手続き過程

調査で得た内容は、個人を特定しやすい、機密性の高いデータとなる。そのため、理論的コード化¹⁹⁾の手続きとして、オープン・コード化²⁰⁾、軸足コード化²¹⁾、選択的コード化²²⁾へと語りというデータの抽象度を高めた。コード化のプロセスとして、先ず各当事者からみえる家族が抱える生活課題に関する象徴的な語りに焦点をあてテキストデータを意味の分かる範囲に文節ごとに分類しコーディング(概念化)を図る(オープン・コード化)。次に一般化した概念を他の概念との関連性を比較検討することで各当事者の現状と課題などを整理する(軸足コード

化).そして軸足コード化を繰り返すことによって得た家族との語りを通してみえる生活課題に対する当事者の知恵や技術,価値といった智の生成について分析した(選択的コード化).この分析過程を経て固有の「私」を生きるまでの系譜について考察を深めた.

2)本分析方法の限界性と有効性

本分析方法を使用する上での限界性は、「コード化や比較の可能性が際限なく存在する」(ウヴェ・フリック 2009:230)ことである.各当事者との語りを記録として蓄積することにより,そのデータから何に着目し分類するのか,コード化やサンプリングを終了する基準もない.そのため本研究では各当事者の語りを含んだ記録を TAS により分類し,事前にコード化した.その上で,本分析方法を展開した.

本分析方法を使用する上での有効性は,「いかによりよい支援を実現するか」という実践的課題に応える点である.現場での実践者が,普段から何となく感じているが明確に言葉にできない「勘」や「予測」といったものを,調査データとして記述(言語化)し,他のケースと比較しながら分析を繰り返すことによって,その現象に共通して現れる特徴を明らかにし,現場に役立てることを目指す.その上で本分析方法は本研究の目的を達成することに意義をもつと考える.

第4節 倫理的な課題とその配慮

本研究の執筆にあたり,日本社会福祉学会が規定する「研究倫理指針」に基づき,これを遵守するものとする.なお取り扱うデータのなかには,学位論文,修士論文で取り扱ったデータも必要になると考える.データ量を増やすだけではなく,これまで集め得たデータを再検討し,より深いデータを得る必要がある.研究に取り掛かる際には,次のような配慮を要すると考える.

- (1) 本研究は,生活課題を抱える家族の事例について触れるため,その個人情報の取り扱いについて留意する必要がある.取り組みのなかで関わった人たちの匿名性を確保し,経歴などについても本人と特定できないような記載とし,匿名化や内容の修正を施す.
- (2) 研究上,データを取り扱う際には,各当事者の言葉や行動を数量化された表やグラフ,概念図などを活用し,全て一般化の処理を施すことで本人と特定できないよう処理する.
- (3) この取り組みのなかで交わされた語りについても,語りからは本人と特定できないように処理を図る.具体的には,各当事者が語った語りのなかでの人物名,地域名,建物名,団体名など本人と特定できる情報については,全て削除し,文章のつながり上必要な個所についてはアルファベット化など記号化して匿名化の処理を施す.
- (4) 個人情報及びデータの管理は,パスワード付き USB など記録媒体を鍵付の保管場所へ第三者に触れられないように保管する.情報の漏洩防止に関しては,パソコンのネットワーク環境を切断し,外部との接続が絶たれていることを確認の上,個人の情報ならびにデータの漏洩,流出を防止する.その後に作業に取り掛かる.データの入力後,分析を行うパソコン・USB メモリなどの記録媒体は,研究専用としパスワードを設定した.その他,不適切な表現等ないかチェックを行った.

最後に,全ての章においては,原則,各当事者に対して研究に関する説明をし同意を得た上で同意書に署名を頂いた.第3章は,教育委員会等の所属長に対しても研究内容の確認を依頼した.同様に本研究に関する説明を行い,同意書に署名を頂いたものを本文にて取り扱っている.また第4章の調査研究は,倫理的配慮,個人情報の保護の徹底のため,予め医療機関等における研究倫理審査委員会による倫理審査を行ったものも本文にて取り扱っている.そして,各章は筆者が所属する日本社会福祉学会,熊本学園大学社会関係学会へ投稿の上,審査を経て承認を得たものを本研究に取り上げている.

このように博士論文作成にあたり,必要な倫理的な配慮等を講じ,これを執筆している.

III. 本研究の結果

第1章：結果 不登校の生活課題を抱える家族との語りからみえてきたもの

本章は不登校の生活課題を抱える家族(5年間のうちに関わった家族7組)に対して、家族支援における語りに焦点をあてたソーシャルワーク実践に取り組んだ。主な目的は、生活課題を抱えるなかでの家族自身の気付き、生活課題に取り組む勇気、家族自身の自己肯定感の向上等といった乗り越える原動力となった語りを明らかにすることである。この当事者である私と支援者である私との関係性から生じる語りに焦点をあて検討を深めることによって、家族と共に歩むソーシャルワークの在り方を目指した。

筆者が関わった7組の家族を分類し、その構成(家族が抱えている生活課題、取り組んだ内容、取り組みによって変化したもの等)を示した。次に家族が抱える不登校の生活課題が顕在化するまでの過程を類型化した。そして、家族が抱える不登校の生活課題を分類し、各領域にはその構成要因を記載した。その結果、不登校の生活課題が、抱え込みと地域からの孤立の結果、ころの健康問題として現象化している過程を示した。考察では、ソーシャルワーク実践のなかで生じた語り1つひとつを理論的コード化によって整理した結果、語りを5つの属性に分類できた。このことから不登校の生活課題を乗り越える過程やその要因を示す概念を示すことができた。

本章の限界性として、語りに焦点をあてたソーシャルワークの取り組みを行ったが、各家庭の抱える経済的課題、医療的課題、雇用問題等といった家族を取り巻く社会構造を変えられた訳ではない。この課題に取り組むには、家族が安定した生活を営み、必要なときに他者へ子育ての助言やサポートを得られる政策や企業及び地域づくりがより必要になると考える。これについては、別次元の支援の取り組みが必要である。しかしながら、語りを聴くということは、相手を独立した1人の人間としてみなし、その人間性を尊重し育むことにつながるため、語りに焦点をあて取り組むことの重要さも同時に捉えられる。

第2章：ハイリスク家族に対する家族保全を視点においたソーシャルワークの在り方

本章はハイリスク家族²³⁾に対する家族支援におけるソーシャルワーク実践に取り組んだ。主な目的は家族が抱えやすい生活課題がどのように不登校等を生じさせるかを家族の変化(プロセス)から明らかにし、家族支援についてソーシャルワークの視点から検討した。具体的には生活課題を抱えるひとり親家庭とふたり親家庭を対象に、課題解決のなかで生じた肯定的・否定的な語りに着目し両者を比較検討した。

その結果、家族に生活課題が生じるまでには教育・医療・福祉等の生活課題が複合的に絡み合う等、一定のプロセスがあることを明らかにした。生活課題を抱える家族の示す状態とは、ハイリスク要因²³⁾が幾重にも重なり合い、地域から孤立していくなかで、家族が抱えるころの健康問題として表れていると考えられる。

考察では、家族保全²⁴⁾を視点においたチームアプローチ等を活用したソーシャルワークの必要性が捉えられた。そして、地域内における教育(学校教職員等の教育専門職)・医療(医師・看護師等の医療専門職)・福祉(ソーシャルワーカー等の福祉専門職)等の専門機関による知識や技術を結集することによって、家族がもつ力を保持・強化するだけでなく、家族の生活課題に対応できる独創性と活動力をもった実践に繋がることが明らかになった。

本章での限界性として、生活課題を抱える家族の語りに着目し、その課題の傾向を整理したが、筆者が捉えた語りが各当事者の全ての語りではない。関係性によって生じる語りに触れているが、支援者と当事者の関係性があるが故に「語れない」という状況もあることを踏まえておきたい。しかしながら、家族を取り巻く雇用問題や医療的な課題、経済的な課題等といった社会構造の変化に取り組むには、1人のソーシャルワーカーでは限界性があり、家族が本来もつ子どもを養育する力を支えるには、家庭内の家事や育児、教育、就労、医療的なケア等、地域内で専門性を活かせる人材が必要なのである。家族は、多様かつ複合的な生活課題を抱えているため、概して家族のもつ欠陥として特徴づけられがちであるが、同時に強さを持ち合わせていることも忘れてはならない。

第3章:学校ソーシャルワーク実践を通してみた智の生成を促す促進者としての視点

本章は、ハイリスク家族に対する家族保全を視点においていた学校ソーシャルワークに取り組んだ。学校ソーシャルワークを通してみえる子ども家庭支援を展開する上で、各当事者の智を促す促進者としてのソーシャルワーカーの援助技術に焦点をあてた研究を目指した。方法としては記録に基づきテキストマイニングによって分析した。その結果、円環型コンサルテーション・プロセスについて実践モデルを示すことが出来た。ハイリスク家族は多様かつ複合的なハイリスク要因によって、子どもを養育する力が低下している現状を確認できた。そのためハイリスク家族の現状に対し、地域ぐるみの子ども家庭支援を行った。その実践は、教育・福祉・医療・行政に大別され、それぞれの専門領域による専門的な知識・技術を家族で出来る家庭内の生活の取り組みとして家族の力に還元することができた。このことから家族が安定することによって、子どもの学校生活における問題行動の減少や養育者の子どもに対する関わり方等に変化をもたらした。つまり、各専門領域の専門的な知識や技術についての表現を、家族の実情に合った家庭内で出来る生活の取り組み方や助言へと普遍的な知識や技術についての表現へと変換することが智の生成を促す取り組みに求められる重要な視点と考える。

したがって、学校ソーシャルワーク実践を通してみた各当事者の智の生成を促す上で、家族と関わるソーシャルワーカーには促進者としての役割が求められる。この支援は家族の力を保全するとともに生活課題を抱える家族を支える地域つくり、ひいては子どもにとっての居場所つくりに繋がるため有効な実践であると考える。

本章での限界性として、円環型コンサルテーション・プロセスを示したが、要保護児童対策地域協議会等の複数の支援者がいる場においては、教育・医療・行政・福祉などの各専門領域を担う地域の支援者による相互的なコンサルテーションとなることが考えられる。現段階では、例えば「家庭」領域と「教育」領域、「教育」領域と「福祉」領域等の2者関係での支援の取り組みではこのプロセスを確認できたが、3者以上となった場合については更なる検討が必要と考える。したがって、今後の研究課題として研究に取り組んできたい。

第4章:考察 不登校事例における家族支援を通してみた固有の「私」

本章は不登校の生活課題を抱える家族を対象として、不登校の背景にある多様な生活課題のある人たちの語りを対象に取り組んだ。主な目的は、当事者自身が生活課題の解決に取り組む中で語られる言葉の構成要素を整理することによって、各当事者が如何に生活課題に取り組みながら智を見出したかについて明らかにすることにある。具体的には子どもや家族が不登校という生活課題に取り組む中で生じる肯定的・否定的な語りについて比較検討した。

子どもが生活課題に向き合い、家族なりに取り組む語りの構成要素を示した結果からは、(1)学校に行く意味としては生きる為に必要な知識や技術を知る場所、(2)休む意味としては休んでいる間に課題に取り組む期間が得られる等が明らかになった。この苦悩しながらも家族が取り組んだ上で生成された私を、私として引き受けられたと実感できたときこそ、よく生きているということが感得され、本来の「私」らしさが見出されると考える。この背景には、不登校という生活課題を抱える子ども、家族1人ひとりを構成する私と、支援者(筆者を含む地域を構成する支援者)である私との支援の取り組みを通して得ることが出来たと考える。

本章を通じて、不登校の生活課題を抱える当事者の語りと聴く人との関係性を適切に構築することにより、家族の力を活性化させ、学校に行く意味、休む意味²⁵⁾という智の創造に繋がったと考えられた。

本章での限界性として、子どもや家族が直面している不登校という現実について、混乱を抱えながらも果敢に生活課題に取り組む中で、かれなりの意味や価値が現場の中でみえてきた。本章ではこの生の現実を捉えるため、可能な限り当事者の個別の体験に沿う形での質的研究に取り組んできたが、不登校という概念を考えるには「学校とは」「教育とは」ということに触れなければならない。しかしながら、語りから当事者自身の性格、その人らしさ、趣味・特技、才能、努力、人間関係などの要素を確認している。そのため語りから「その人そのもの」を

感じてやまないのである。その語りを活性化させることは、その人自身を元気にすることに繋がると考える。つまり、その人の語りを聴くということは、(1)相手を独立した1人の人間=人生の主体者、(2)人間性を尊重し育む=その人自身の成長・その人らしさ、(3)課題に対する焦点化=気付き、課題整理、情報収集、取り組む勇気、(4)課題解決策を見出す=その人なりの乗り越え方・可能性を発掘、(5)第3者と関係性の構築=基本的信頼感の回復・癒し、という語りの効果があるのでないだろうか。その背景には、語りに含まれるストレンジスの要素に着目し、支援者の働きかけによって、その可能性を増幅・拡大した取り組みがあると考えられる。その連綿とした関わりが、子どもや家族なりの学校に行く意味、休む意味という固有の「私」の発見に繋がったと考える。

終章：研究成果 固有の「私」を生きるまでの系譜

本研究を通して、(1)不登校の生活課題が生じるまでの過程、(2)ハイリスク家族の抱える生活課題の背景とプロセス、(3)不登校の生活課題を乗り越える家族の語り、(4)揺らぐことのできる家族の力(しなるバネの語り)の発見、(5)家族の力を支える家族保全の実践、(6)家族の力を支える地域の支援者による家族保全の視点、(7)智の生成を促す促進者としての援助技術、(8)固有の「私」を生きるまでの系譜について示した。生活課題を抱える当事者との関わりを通して、「不登校状態にある」等の私、「子育てに苦悩している」等の私という既成化された概念を越えた先にある固有の「私」を生きることに繋がったものと考える。

IV おわりに

本研究での実践を通して、生活課題を抱える家族は否定的な物語から抜け出し、新たな物語を紡ぐに至った。その背景には、語りに含まれるストレンジスの要素に着目し、支援者の働きかけによって、その可能性を増幅・拡大した取り組みがあった。その連綿とした関わりが、家族なりの生活課題の乗り越え方を見出すことに繋がっていると考える。したがって、家族1人ひとりの語り(=「私」)を取り戻す、固有の「私」を生きる過程に繋がったと考えられる。

そして、不登校事例を通してみた家族の語りから、「固有の『私』へと紡ぐ未来の語り」としてケネス・ゲーガン(2008)の言葉を基に3つの可能性について示した。それは(1)変化を生み出す媒体としての対話、(2)多声性を取り扱うソーシャルワーク実践、(3)未来を紡ぐ語りである。(1)については、これまでの家族支援を通して、家族とソーシャルワーカー、多専門職同士の対話が新たな支援方法の構築、子ども・家族の新たな見方、価値の創造に繋がったものとして、ソーシャルワークにおける対話の可能性が捉えることができた。(2)については、それぞれの専門的な視点による語り、子ども・家族の語り、地域の語りを重ね合わせることによって、新たなその人らしさ、価値、力が湧き出るのみならず、家族や地域に対する新たな真実が見えてくることを可能性として示唆している。このソーシャルワーク実践においては、子どもの語り、家族の語り、地域の語りを促したり、繋げたり、解いたりする取り組みが必要となることが捉えられた。(3)については、「人の語りを活かしたソーシャルワーク実践においては、「人と人が関係を結ぶということは、共同で未来を構築すること」(ケネス・ゲーガン 2008:2)であると考える。語ることによって「その人自身」と向き合うことに繋がるため、その人との語りに触れるためには関係性を共につくり上げることが求められることを示唆した。また、語ることによってこれまで閉ざされてきた社会や文化への繋がりを再構築することが捉えられた。

家族との語りからは、

「僕は不登校になって良かったと思う。お父さんとお母さんと一緒にいろんなことができたから。この苦しさを乗り越えられたなら、この先どんなことがあっても頑張つていけるんじゃないかなって。」

「私は今まで色々なことに悩み、苦しみながらも、私なりに色々な挑戦をしてきました。失

敗もしたけど私なりに成功した経験もありました。その経験からの学びを振り返り、不器用だけど私自身よく頑張ってきたと思います。」

※「」中の斜体文字は家族の語りを示す。

上記の語りから、当事者である私と支援者である私との関係性を基に生活課題を抱える人を活性化させた結果が、子どもや家族なりの学校に行く意味、休む意味という智の生成に至り、かれらなりの固有の「私」を見出すことに繋がったと考える。このことから不登校という既成の網や類型化から苦悩しながらも破れ目を作っていく取り組みを通して、生活課題を抱える子どもや家族1人ひとりが固有の「私」を生きることに繋がったと考える。支援者である私が実践の中で出会った子どもや家族は、「こうありたい」と願う理想の私と「でも、できない」と思い留まる現実の私との間に矛盾を感じながらも生活課題に試行錯誤しながら取り組み、失敗と成功を繰り返すことでの生活課題に対する知恵と技術を経験として積み重ねていた。その結果、自分自身や家族との和解を果たし、子どもや家族なりに取り組んだ末の固有の「私」を生きるに至っていた。これは子どもや家族1人ひとりと支援者である私との関係性から生じる「語り」からみえてきたのである。

つまり、「固有の『私』」とは、「他の何者でもない、その人らしく、固有の『生』を生きる私」である。実践を通して出会った当事者は、自分を苦しめている苦痛・困窮は、自分にとってどのような意味をもつのか。時にほかの人の手を借りながらも私にとっての「生きる意味と価値」を見出していたことが明らかになった。このように「生きる意味と価値」を達成した人は、私なりの「人生の中での生きる意味」、「生きがい=生きていく価値」を見出し、その人らしく生きていけるのである。つまり自己実現を目指すことに繋がると考える。この苦悩しながらも乗り越えるに至った私は、1人ひとりがほかとは異なった独自性をもち、一般的な特徴で類に分けることができない、固有の「私」を生きていくことになるのである。したがって、私は1人では私には成り得ないため、私自身を見出すには他者である「私」が欠かせない。そのため対人支援においては当事者である私と支援者である私との行きつ戻りつの連続とした関係性が必要と考える。

私たちが語り続けることは、これから私たちの人生において進むべき羅針盤でもあると同時に、未来を紡ぐことに繋がることを示唆するものとして考える。

これまでの不登校事例を通してみた生活課題を抱える家族1人ひとりと支援者との関係性から生じる語りから得た智は、今後の子どもや家族を含めた当事者支援、ならびにソーシャルワーク実践における理論構築に大きく寄与するものと期待する。

最後に本研究の限界性、効果、今後の展望について整理する。先ず本研究の限界性である。本研究は臨床的な現場に基づいたものであり、現場で出会った子どもや家族等との取り組みを中心に取り上げた。出会った当事者は、不登校の悩み、子育ての悩みなどの混沌とした現実に直面していた。全体を通して述べたように、当事者自身が直面している現実について、混乱を抱えながらも果敢に生活課題を取り組む中で、子どもや家族なりの意味や価値が現場の中でみえてきたのである。この生の現実を捉えるため、本研究では可能な限り当事者の個別的体験に沿う形での質的研究に取り組んできた。しかしながら、支援者と当事者との関係性から生じる語りに着目しているものであるため、当事者からみたもの・支援者からみたもの(それぞれの主観)が本文の内容に影響している。そのため本研究に取り組むにおいては、先行研究・統計ソフト、論文投稿による学会審査などを経て、研究の精度を高めていったが、当事者が体験したいわゆる、個別的体験の域を超える、一般化することの限界性があった。例えば、学校でいじめを受けて、不登校になったケースでは、学校との対応、相手方の家族との対応、いじめた児童生徒への対応、事件性があれば、それに対する対応など、多様性があるため、たんに家族の智や固有の「私」ということだけでは、越えられない領域の広がりもあり、一般化することの難しさがあ

る。

次に本研究の効果である。全体を通して述べたように、何が当事者を苦しめているのか、当事者の個別の体験である困窮や精神的苦痛は本人にどのように体験されているのか、それが本人にとってもつ意味はどうすれば明らかにできるのかは本人自身にしかわからない。つまり「クライエントの体験とは、たまたまその人だけに起こり、世間の人々とは何の関係もない偶発的な出来事ではなく、どんな人にも起こりうる人間の普遍的なことがらが、濃縮された形でクライエントに体験されていることを意味」(佐久川 2009:4)するように、本研究でも臨床的な現場の中で当事者の語りを注意深く観察することによって、当事者の変容のきっかけや過程をみることができたのである。ここに本研究の効果が見出されると考える。

そして、今後の展望である。本研究は、日々のソーシャルワーク実践を基に、記録に基づいたテキストマイニング、理論的コード化という方法を用いた。本方法を使用する上での利点は、「いかによりよい支援を実現するか」という実践的課題に応える点である。現場での実践者が、普段から何となく感じているが明確に言葉にできない「勘」や「予測」といったものを、調査データとして記述(言語化)し、他のケースと比較しながら分析を繰り返すことによって、その現象に共通して現れる特徴を明らかにし、現場に役立てることを目指した。そして不登校の生活課題を抱える家族を対象に調査し、その結果を交叉させながら分析することにより、より深い分析結果を得ることを目的とした。しかし、本研究で取り扱ったケースは、支援を目的とした関わりであるため研究を目的としたデータ収集と分析ではなかった。またデータ整理と分析に当てる時間と労力が多く費やされた。そして、実践を通して語られた内容は全てではない。今回、当事者と支援者との関係性から生じる語りに着目した取り組みをしているが、関係性があるが故に各当事者が語れない状況もあることを踏まえておきたい。したがって、データが不足している部分は、「語られない」部分と捉えられる。人は自分のことをすべて話すわけではない。また、自分自身のことを完全に理解しているわけではないし、それを正確に言葉で表すことができるとは限らない。しかしながら、学校に行きづらい状況にある子どもへの関わりにおいて、子どもと家族相互のあいだで交わされた行為や発話、その背景を詳細に観察すると、実践では語られなかつた側面を発見することができるのである。本研究における教訓は、調査、分析、執筆にはそれぞれ膨大な時間がかかるということを理解すること、そして自分が投入できる時間と労力の全体を慎重に計り、当初の調査の規模を定めること、さらに複数の研究手法を採用する場合はそのバランスをよく考へるということである。

本研究を通して、当事者や支援者との関わりのなかで、「智」や「固有の『私』」の概念が見出された。今後は、見出された概念をより深めるために、質的研究のみならず、量的研究においても分析し、その科学性を確保するために努め、今後の家族支援に役立てていきたい。

注

- 1) 文部科学省(2010)によれば、「何らかの心理的,情緒的,身体的あるいは社会的因素・背景により,登校しない,あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち,病気や経済的な理由による者を除いたもの」と不登校を定義している。
- 2) 筆者は本研究を通して,語りから当事者自身の性格,その人らしさ,趣味・特技,才能,努力,人間関係などの要素を確認している。そのため語りから「その人そのもの」を感じてやまないのである。その語りを活性化させるということは,その人自身を元気にすることに繋がると言える。つまり,その人の語りを聴くということは,1相手を独立した1人の人間=人生の主体者,2人間性を尊重し育む=その人自身の成長・その人らしさ,3課題に対する焦点化=気付き,課題整理,情報収集,取り組む勇気,4課題解決策を見出す=その人なりの乗り越え方・可能性を発掘,5第3者と関係性の構築=基本的信頼感の回復・癒し,という語りの効果があるのでないだろうか。その背景には,語りに含まれるストレングスの要素に着目し,支援者の働きかけによって,その可能性を增幅・拡大した取り組みがあると考えられる。
- 3) ファミリーソーシャルワークは,「個人のさまざまな社会生活機能遂行上の問題を,家族というシステムにおいてみるとろに視座をもつ。家族の一員としての地位や役割から派生する行動や態度は,必然的に他の家族成員や家族生活全体に関連するので,家族成員の問題は全体としての家族の問題として捉え,それへの対応も家族を単位として考えていくことが必要になる」(徳永 2007:43)と説明している。
- 4) この世界に対する主体的企投を論じた先駆者はハイデガーである。ハイデガーは,日常生活場面で「私」(現存在)が自らの生を生みだす実践を,ケア論として理論化した(ハイデガー 1967=1963)。物象化された世界の意味の構造と,その生成のケアの主体である「私」という概念は,ソーシャルワーク理論の基本的構成要素であり,80年代の社会構成主義的な家族支援論の哲学的基礎を語っている。人は、他者はトランズアクションの相手として社会的に構成し,さらにものの世界を有用な物として用材化する(Gelven 1989:121)。ケアの実践過程で得られた世界構成の知識と,世界内の有用化された人材と物材が,世界生成の資源である。
- 5) トランズアクションとは,コミュニケーション過程を成員相互の生成的過程として説明する用語である。インタラクションの概念は,コミュニケーションを試みる主体が,メッセージを選択する局面ごとに変化することなく,一貫した自己として相互のやり取りを試みる過程を説明する概念である。他方,トランズアクションの概念は,成員がメッセージを交換する局面ごとに,新しい主体を作り変えられ,それにより,互いのメッセージを処理していく装置も,そのつど作り変えられていくことになる,共変化過程を説明する概念である。
- 6) ベイトソン(Bateson 1972=2000:592)は,「意識にすくい上げられるものが,自己や外界のシステムの全マトリックスからではなく,出来事の循環回路の一部だけを切り取った『孤』からのデータに限られてしまう…(一部,省略)…目的意識が陥りやすい偏狭な見解を矯正することに智(wisdom)と呼ばれるものの本質がある」と述べ,本来の循環回路への気づきを取り戻す働きかけの重要性を指摘した(山岸 2014:26)。
- 7) ベイトソン(Bateson 1972=2000)は,「言葉に込められた精神を既定の了解事項として看過し,言葉をやりとりすることで,目的を追求する効率は高められたが,本来,人間のシステムにある関係性や循環性という『智』が意識から排除されてしまった」と述べている。通常の生活場面,即ちソーシャルワークの現場では,言葉がそのように機能しがちであることについて常に注意がなされなければならない。言葉は,何も説明していないのだと捉え,言葉を関係性の中に取り戻そうという「智」こそ,「私」によるソーシャルワークで求められる姿勢なのである(山岸 2014:35)。
- 8) 山岸(2014:32)によれば,「まずクライアントによって記述された具体的な出来事を構成す

る要素(意味構成や行為選択)に対し,クライアントの新たな意味づけや新たな行為選択の発案を促す.ここでは,現実を構成する推論と行為選択のルール作りの主体としての私が体験され,クライアントの自由と責任が賦活されるよう,たとえば,ソーシャルワーカーは,『××さんが殴ってきて,それに対しなぜ?と疑問を持ちつつも,冷静に,自分の行動を選ばれたということですが……その場面でのご自分の行動を今振り返ってみて,どのように思っておられますか?』と,問い合わせるのである.そこでは,殴られた行為に冷静に対処できた出来事を文脈として,自らの行為選択のリフレクションが促されている.この過程は個人による内省とは異なる.リフレクションの字義である『折り返す,写し鏡』から想起されるように,ソーシャルワーカーという対面者の言葉を介して,自ら記述したことへのリフレクションである」と説明している.

- 9) 山岸(2014:33)によれば,「ソーシャルワーカーは,新たな現実構成の要素を語り始めたクライアントが,その実践を私の実践として語るように,具体的な実行プランを綿密に立てるための質問を行う.次の展開でクライアントがどのような解決方法をソーシャルワーカーに提案するのかは,まったく予測不可能である.クライアントは,必ずしも実現可能性の高い方法を提案するとは限らない.しかし,ソーシャルワーカーではなく,クライアント自身が述べる解決策だからこそ,その試行へ向かう動機は強い.新たに組み立てられた自らの意味構成の世界の中から,それまで出口も見えず苦しんでいたクライアントが,独自に提案した解決行為であるという点において,それは発見なのである.他者であるソーシャルワーカーの存在が効果的に機能し,クライアント自身が新たな意味構成規則に基づき始原的世界を探索し,解決行為が切り出される.自分で考えたことを,自分で試してみるというのが,『私』の決定であり,他者が並べた既存の選択肢から自分の希望に合うものを取り出すというこれまでの『自己決定』とは,そもそも発想が異なる.また,クライアントの解決策は,クライアント独自の構成による発明である」と説明している.
- 10) 小林(2005:50-51)によれば,「『全体としての家族』の視点の重要性を強調したリッチモンドは,援助者が家族に関わる際の対象は家族の『つながりの力(power of cohesion)』であり,その力の実現がソーシャルワーカーにとって大事であると述べています.家族が抱える問題は多様であり,単に貧困等の社会的条件の不利だけではなく,家族内のメンバー間の衝突や家族メンバー自身の問題解決の動機付けもあります.家族のつながりの力が強ければ,家族内外の資源を動員していく際の意義を共通化し,問題解決や課題実現へのメンバー間の動機付けを高めることができます.家族の問題解決や課題実現の力を引き出すという視点は,たとえば,『家族ストレングス(family strength)』という概念にもみることができます.ヴィックとサレイベイ(Weick, A. & Saleebey, D.)は,個人の問題解決に対する主体的認知と参加のために個人が潜在的にもつ力を引き出そうという考え方を,家族システムに適用し,家族援助の目標としています」と指摘している.
- 11) 佐久川(2009:26)によれば,「『実存』とは,各人が,自らが直面しているそれぞれの現実を引き受けて生きる存在であるという,人間の生きるあり様」を指すと説明している.
- 12) 佐久川(2009:3)によれば,「1人ひとりがほかとは異なった独自性をもち,一般的な特徴で類に分けることができない,固有の『生』を生きる人間のあり方は『実存』と呼ばれます.現象学の中心概念の1つである『還元』とは,科学が取り扱う人間の一般的特徴にとらわれずに,実存的特徴に視線を置き換えること」を指すと説明している.
- 13) 佐久川(2009:9)によれば,「クライエントは,1人ひとりが独自の『生』を生きており,各人が直面している問題はすべて異なります」と指摘している.
- 14) 佐久川(2009:16)によれば,「意味とは『生きる意味』のこと,『生きる目標』『生きる価値』『生きていく理由』のことを指します.…(一部,省略)…価値とは支援の領域では『人間としてのよりよいあり方』『人として認められるべき価値うち』,すなわち『人間の尊厳』という意味で使われることが多く,『生きがい=生きていく価値うち』(あることがらが,そのために生きていくに値するほど重要であると思えること)や『よりよく生きること』,すなわち『その人らしく生きていくこと』,つまり,『自己実現を目指すこと』という

文脈で使われます」と説明している。

- 15) 佐久川(2009:29)によれば、「『その人らしく』とはクライエント自身が『自分らしく、自分の本心の通りに(これが自分の真実であるとその人が考えているその人のほんとう)を目指して』生きようとする姿勢」と指摘している。
- 16) 調査において得られた語りのなかでも,かれらが抱える困り感,取り組み,その人の工夫,物事が変化したきっかけ等といった語りに着目してデータを整理している.その各語りを本研究では「象徴的な語り」と表記している.
- 17) 本研究において,語りという膨大なデータを取り扱うため識別する上で必要な情報として各項目において ID 番号(通し番号)を記載した.
- 18) TAS を活用することによって,これまで自由回答式等のアンケート結果や記録等といった多量なテキストデータ(非構造化データ)をコード化,図や表にて表示することにより,主観が入りやすいとされるテキストデータの分析をより客觀化することができる.また,援助における分析やカリキュラム内容の検討(楠本・那須川 2014,太田等 2012,井上・鈴木 2011),言葉に含まれる肯定的・否定的な表現を整理(松宮 2013,大山 2012,上村 2011)等の質的内容分析において効果があるとされている.
- 19) 理論的コード化とは,データに根差した理論(グラウンデッド・セオリー)を開発する目的で集められたデータの分析する手続きである.調査で得た語りの内容は,個人を特定しやすい,機密性の高いデータとなる.そのため理論的コード化の手続きを通して,語りという機密性の高いデータの抽象度を高めた.
- 20) オープン・コード化は,データや現象を概念の形で表現するためのコード化である.この目的のため,データははじめらばらに分割される.データは意味の単位(単語あるいは短い単語のつながりなど)毎に分類し,それぞれにメモや「概念」(コード)をつける.
- 21) 軸足コード化とは,複数のサブカテゴリをひとつのカテゴリに関係づけるプロセスである.そしてこれは,いくつかのステップを含む帰納的および演繹的思考の複雑なプロセスである.軸足コード化でこれらの手順を行う際には,パラダイム・モデルとの関連で,カテゴリを発見し,関係づけることにより焦点が絞られる.
- 22) 選択的コード化では,更に抽象度の高いレベルで軸足コード化を繰り返す.この段階の目的は,中核カテゴリを繰り上げることである.この中核カテゴリの役割は,その周りに他の形成されたカテゴリをまとめ,統合することである.
- 23) 不登校や児童虐待等といった家庭状態の背景には多様な要因があり,親にかかる負担は,子育て,就労,経済的負担などの生活課題が多様かつ複合的に絡んでいる.この多様かつ複合的な生活課題を抱える家族を,カプラン(2001:49)は「ハイリスク家族」として位置づけている.また本研究では,この多様かつ複合的な生活課題の要因を,「ハイリスク要因」として表記する.
- 24) 「family preservation」 = 「家族保全」の概念は,小松源助等(2001)による翻訳である。「家族保全」とは,家族 1 人ひとりが生活課題に取り組めるよう家族を支援し強化する方向へと向けて変えていく家族エンパワーメントである(カプラン 2001:13-33).この実践は「家族を基盤におくサービス」として「子どもを保護し,家族を強化する」という目的があり,(1)子どもたちが措置されることなく,安全・安心な家庭で過ごせること,(2)家族が取り組むべき生活課題を家族以外の第 3 者(例えば,地域の支援者等)が取って代るのでなく,家族 1 人ひとりが生活課題に取り組めるよう家族を支援し強化する方向へと向けて変えていくのである.つまり,家族保全の実践は,支援者が家族を援助するまでは,子どもを援助することができないことを前提としている.したがって,子どもにとって安心できる学校・家庭生活へと変化を促すには,私たち支援者が「親たちとの取り組みが生産的であり,親たちとの関係を発達させることが不可欠であることを認めなければならぬ」(カプラン 2001:11)と養育者との関係構築の重要性について指摘している.その結果,低下していた家族の機能や子どもを養育する力が保持・強化されるのである.カプラン(2001:103)は「異なるレベル-例えば,認知,対人関係,家族,地域全体のレベルにおける複合相乗効果を

もたらす。援助は、一連の異なるサービスを利用して、各家族のニーズに取り組めるよう仕立てられる」と述べているように、実際、現場ではいくつかのアプローチを混合し複数の方法を用いることは、生活課題によって低下した家族の力を活性化させることに有用だろう。

- 25) 滝川(2012:376-386)は、「学校に行く意味」として、「生きる力・働く力にじかにつながるかはわからなくても、この複雑な社会にあっては、知識や知的技能は得られるものなら得たほうがよいと一般にはいえます。学校とは、人間が生まれながらにもつ『知る』ことへの欲求を、その個人にとっても社会全体にとっても『役に立つ知識』へと向かわせようとする場所です。学校のもつ意味は、そのような『知る』ことそのものの場所となる」、そして、「学校を休む意味」は「休んでいるあいだをどう過ごすか…（一部、省略）…『モラトリアム』とはお休みの期間ではなく、課題にしっかりと取り組む期間を意味する。学校が社会的労働からのモラトリアム、不登校がさらにその学校からのモラトリアムだとすれば、学校を休んで、かわりに何に取りくむのか。そこに『学校を休む意味』『不登校の意味』があります」と指摘している。

文 献(一部記載)

- 阿部史郎・河幹夫(2008)『人と社会・福祉の心と哲学の丘-』中央法規出版,2008-09-25.
- 青田泰明(2005)「不登校現象の家庭要因に対する一考察-「学校への意味付け」に関わる文化的な再生産-」『社会学研究科紀要』(慶應義塾大学)60,30-41.
- 荒井浩道(2014)『ナラティヴ・ソーシャルワーク-”＜支援＞しない支援”の方法』新泉社.
- Arthur Kleinman(1988).Rethinking Psychiatry:From Cultural Category to Personal Experience.(=2012,江口重幸・下地朋友・松澤和正・堀 有伸・五木田紳共訳『精神医学を再考する-疾患カテゴリーから個人的経験へ-』みすず書房.)
- Arthur Kleinman(2006).What Really Matters:Living a Moral Life Amidst Uncertainty and Danger.(=2011,皆藤 章監訳『八つの人生の物語-不確かで危険に満ちた時代を道徳的に生きるということ』誠信書房.)
- Bateson, G.(1972).Steps to an Ecology of Mind.New York:Ballantine.(=2000,佐藤良明訳『精神の生態学』新思索社.)
- 藤村まどか(2013)「貧困状況下における子どもの生活と主体性 子どもへのインタビュー調査の結果から」『教育福祉研究』(18),41-52.
- 梶原浩介(2014)「不登校の課題を抱えるひとり親家庭に対するソーシャルワークの取り組み 人の語りと課題解決に向けたエンパワーメントの発達段階」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』20(1).
- 梶原浩介(2015)「ハイリスク家族と家庭教育力 人の語りからみえる生活課題と家庭状態に対する家族保全」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』20(2).
- 梶原浩介(2015)「不登校と慢性疲労症候群-人の語りからみえる生活障害、学校に行く意味、休む意味の一考察-」日本社会福祉学会九州部会『九州社会福祉学』(11),11-23.
- 梶原浩介(2016)「学校ソーシャルワークにおける子ども家庭支援の展望-子ども家庭支援の在り方と促進者としての援助技術-」日本学校ソーシャルワーク学会『学校ソーシャルワーク研究』(11).
- Kenneth Gergen(1998).An Invitation to Social Construction.(=2008,東村知子訳『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版.)
- 久保紘章・副田あけみ(2005)『ソーシャルワークの実践モデル-心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店.
- Lisa Kaplan, Judith L. Girard(1994).Strengthening High Risk Families:A Handbook for Practitioners.(=2001,小松源助監訳,奥田啓子,鈴木孝子,伊藤富士江共訳『ソーシャルワーク実践における家族エンパワーメント-ハイリスク家族の保全を目指して-』中央法規出版.)
- Michael White, David Epston(1990).Narrative Means to Therapeutic Ends.(=1992,小森

- 康永訳『物語としての家族』金剛出版.)
- 文部科学省(2010)「平成21年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」『文部科学省統計』.
- 岡本晴美・加茂 陽(2014)「社会の構造と力学」『ファミリー・ソーシャルワークの理論と技法 社会構成主義的観点から』一般財団法人九州大学出版会.
- 大下由美(2003)「日常性のなかでの資源」加茂陽編著『日常性とソーシャルワーク』世界思想社,83-112.
- 労働政策研究・研修機構(2012)「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査(第1回子育て世帯全国調査)」「JILPT 調査シリーズ』(95).
- 佐久川肇(2009)『質的研究のための現象学入門 対人支援の「意味」をわかりたい人へ』医学書院,3.
- 下地朋友・大塚公一郎(2012)『レジリアンス・文化・創造』金原出版.
- 下地朋友(2015)『<病い>のスペクトル 精神医学と人類学の遭遇』金剛出版.
- 山岸文恵(2014)「『私』によるソーシャルワーク論考」『ファミリー・ソーシャルワークの理論と技法 社会構成主義的観点から』一般財団法人九州大学出版会,28-35.
- ・・・など

V. 本研究の構成(目次)

※○内の番号・()内の数字は、次葉の研究業績と対応。

はじめに

序章：本研究におけるソーシャルワークの取り組み

第1節：研究に至る経緯

第2節：問題の所在

第3節：研究の目的

第4節：研究に取り組むまでの手続き

第5節：倫理的な課題とその配慮

第1章：結果 不登校の生活課題を抱える家族との語りからみえてきたもの…①・⑤・(1)

はじめに

第1節：本章におけるソーシャルワークの取り組み

第2節：結果 不登校の生活課題を抱える家族に対するソーシャルワークの取り組み

第1項：不登校の生活課題を抱える家族に対するソーシャルワークの結果

第2項：不登校の生活課題を抱える家族との語りからみえてきたもの

(1) A君及び家族との支援の取り組みから生じた語り

1 平成X年 春「不登校の背景にある語れなかったこれまでの思い」

2 平成X年 夏「子どもの将来の夢実現への使命感と不安感」

3 平成X年 秋「『普通の』学校に行かせたい親の願い」

4-1 平成X年 冬「家族なりの生活課題に対する挑戦」

4-2 平成X年 冬「家族なりに乗り越えるまでの過程」

(2) B君及び家族との支援の取り組みから生じた語り

1 平成X年 春「生活課題に対する母親の決意」

2-1 平成X年 夏「子どもなりの将来の家族像」

2-2 平成X年 夏「父親の協力による家族関係の変化」

3-1 平成X年 秋「家族なりの選択と本人の生活の工夫」

3-2 平成X年 秋「家族から父親が離れることによる家族関係の変化」

4-1 平成X年 冬「不登校体験を通して得た家族なりの価値」

4-2 平成X年 冬「課題達成による新たな目標に対する意欲の向上」

4-3 平成X年 冬「本人らしく生きることの家族の気づき」

(3) 不登校事例を通してみた家族支援からみえてきたもの

第3項：不登校の生活課題が生じるまでの過程及び要因

第3節：考察 不登校の生活課題を乗り越える家族の語り

おわりに

第2章：ハイリスク家族に対する家族保全を視点においてソーシャルワークの在り方

…④・⑥・(2)

はじめに

第1節：本章におけるソーシャルワークの取り組み

第2節：結果 多様かつ複合的な生活課題を抱える家族の傾向

第1項：調査から得られた結果

第2項：家族が抱える生活課題の傾向

第3節：考察 ハイリスク家族に対する家族保全を視点においてソーシャルワークの在り方

第1項：ハイリスク家族の抱える生活課題の背景とプロセス

第2項：家族保全を視点においてソーシャルワークの取り組み

第3項：ハイリスク要因に対応できる地域の支援者との協働の必要性

第4項：家族保全を視点においたソーシャルワークの取り組みの効果
おわりに

第3章：学校ソーシャルワーク実践を通してみた智の生成を促す促進者としての視点…③
はじめに

第1節：本章におけるソーシャルワークの取り組み

第2節：結果 ハイリスク家族に対する学校ソーシャルワーク実践の取り組み

第1項：学校ソーシャルワーク実践の取り組みの結果

第2項：子ども家庭支援における地域の語りの構成要素

第3項：子ども家庭支援に取り組む地域の語りを通してみた各領域の構成

第3節：考察 智の生成を促す促進者としての視点

第1項：智の生成を促す取り組みの視点

第2項：円環型コンサルテーション・プロセス

おわりに

第4章：考察 不登校事例における家族支援を通してみた固有の「私」…②・(3)

はじめに

第1節：本章におけるソーシャルワークの取り組み

第2節：結果 不登校の生活課題に取り組む各当事者の語り

第1項：調査から得られた結果

第3節：考察 不登校事例を通してみた家族なりの固有の「私」の発見

第1項：不登校の生活課題に取り組む中で得られた固有の「私」

第2項：固有の「私」が見出されるまでの一連の語りの構成要素

おわりに

終章：研究成果 固有の「私」を生きるまでの系譜…①～⑦・(3)

おわりに

文献目録

巻末資料

VI 本研究に関する研究業績

【修士論文】

- ①梶原浩介(2013)「不登校とひとり親家庭 家族支援における語りに焦点をあてたソーシャルワークの取り組み」熊本学園大学大学院社会福祉学研究科 2013 年度修士論文.

【学会誌審査論文】

- ②梶原浩介(2015)「不登校と慢性疲労症候群 人の語りからみえる生活障害,学校に行く意味,休む意味の一考察」日本社会福祉学会『九州社会福祉学』(11),11-23.
③梶原浩介(2016)「学校ソーシャルワークにおける子ども家庭支援の展望 子ども家庭支援の在り方と促進者としての援助技術」日本学校ソーシャルワーク学会『学校ソーシャルワーク研究』(11).

【紀要】

- ④梶原浩介(2015)「生活課題を抱える家庭の現状に関する研究 母子家庭の現状からみた家庭が抱えやすい生活課題に関する一考察」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』21(1),45-63.
⑤梶原浩介(2014)「不登校の課題を抱えるひとり親家庭に対するソーシャルワークの取り組み 人の語りと課題解決に向けたエンパワーメントの発達段階」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』20(1),1-32.
⑥梶原浩介(2015)「ハイリスク家族と家庭教育力 人の語りからみえる生活課題と家庭状態に対する家族保全」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』20(2),25-51.

【研究ノート】

- ⑦梶原浩介(2016)「不登校事例を通してみた家族支援におけるファミリーソーシャルワークに関する研究 家族の語りからみえる「智」の生成と「私」自身の確立」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』22(1).

【学会発表】

- (1) 梶原浩介(2014)「家族支援における語りに焦点をあてたソーシャルワークの取り組みに関する一考察」『日本社会福祉学会 九州部会 第 55 回研究大会 報告要旨集』(鹿児島国際大学),60-61.
(2) 梶原浩介(2015)「ハイリスク家族と家庭教育力 人の語りからみえる生活課題と家庭状態に対する家族保全」『日本社会福祉学会 九州部会 第 56 回研究大会 報告要旨集』(九州保健福祉大学),30-31.
(3) 梶原浩介(2016)「不登校事例を通してみた家族支援におけるファミリーソーシャルワークに関する一考察 生活課題を抱える家族との取り組みから生じる語りからみえてきたもの」『日本社会福祉学会 九州部会 第 57 回研究大会 報告要旨集』(長崎ウエスレヤン大学),36-37.

【その他】

<単著論文>

- 梶原浩介(2017)「義務教育制度を採用する国における不登校問題に関する研究 中国・韓国・ドイツと日本の義務教育制度における不登校問題」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』22(2).

凡例

- 1) 本研究は、日本社会福祉学会の機関紙『社会福祉学』の投稿規定に合わせる。但し、注および参考文献については、通番において章末に示す。
- 2) 引用文献については、著者・書名・出版社・引用項と示す。また、引用論文については、論文著者・論文名・掲載雑誌(もしくは紀要)名・巻(号)・引用項と示す。
- 3) インターネット上からの引用については、ホームページアドレス(アクセス日)と示す。
- 4) 本文中の「…(一部、省略)…」は、引用した文章を梶原が省略したことを示す。
- 5) 本文中の太字、斜体、下線部、傍点等の表記は、論述上の意味の強調や論旨の要点を明確にするために使用する。
- 6) 章>節>項>(1)>1>①の順に示す。但し、①については、最終表示とすることから、節や項等についても使用する。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、「不登校事例を通してみたファミリーソーシャルワーク実践からみえる家族の「智」となっている。自らが体験した実践に基づいて家族の「智」というものに重点が置かれている。実践からみえてきた実像を記述しつつできるだけ理論化しようとする試みに貫かれている。不登校の有りようは多様性をきわめているが、梶原氏が出会った事例はその多様性のなかに包含される部分現象であるという限界性をすでに有している。その限界性を孕みながらあくまでも自らが実践的に関わることによってその現場に肉薄しその限界性を乗り越えようとする意志が貫かれている。個々の実践からみえてきた教育、医療、経済、就労などの諸次元が複合的に纏綿する生活課題を家族との語りの関係性から明らかにしていく。語りに着目したソーシャルワーク実践を通して、家族の抱える経済的課題、医療的課題、雇用問題などが鮮明に浮上してきたが、家族を取り巻く社会構造を見据えつつ個別に関わる過程から、著者は語りの重層的な展開の重要性に覚醒していく。

地域における支援の社会的資源との多面的な関係性と多様な援助技術との関係性において、「当事者が未来を開く」とは何かという課題に逢着する。そのなかから生活課題をめぐる語りを重要視し、家族支援に焦点を当てたファミリーソーシャルワークとして、子どもや家族が自らの力で生活課題を乗り越えていくことを目指して実践が展開している。

本研究は支援者である私と当事者である私との関係性から生じる語りを手掛かりに、家族1人ひとりが日々の生活を通して、多次元にわたる生活課題を乗り越える為に身に付けた知恵が家族なりに見出されていく、家族の智と「固有」の私との系譜を記述しようという試みとなっている。

(論文の概要)

序章「本研究におけるソーシャルワークの取り組み」では、いかにして固有の私と、家族の智、という概念の抽出に及んだのかという経緯が語られている。実践の関わりから浮上してきたそれぞれの家族が抱える多様な生活課題に取り組む中から、家族が自らの声を取り戻し、個々の語りが生まれていく過程が記述されていく。この語りの取戻しは、「私」として表記され、生活課題に取り組む中で獲得されていく「私」であり、これが固有の私として、表記されていく。このよく生きていると感得されていくものはG.ベイトソンの「智」と呼ぶものに近いのではないかと主張されている。

問題の所在では、先行研究を踏まえた上で本研究の視点として、不登校の生活課題を抱

える家族の現状が記述されている。実践の中から見えてきたものは、学校に行きづらいあるいは行けない状態として、不登校、登校しぶり、いじめ、発達障害等の要因が確認され、学校の次元の課題、家族の次元の課題が浮上してきた。とくに家族の次元の問題は、その支援のあり方としては質的に不十分であることが鮮明になり、家族ソーシャルワークの重要さが主張されていく。それは家族と共に歩む必要性、ソーシャルワーク実践から得られる語りの有用性として記述されていく。実践モデル的視点から先行文献が検討され、不登校児童という個人の次元の問題のみではなく、家族という次元の重要性が抽出されていく。学校の領域、地域社会的資源とのネットワークの次元との関係性とともに、とくに家族の次元へのソーシャルワークが強調され、多様な関係性から生じる語りに着目されていくことへと繋がっている。

研究の方法では、記録に基づいたテキストマイニングによって分析されている。ソーシャルワーク実践を通して、子ども・家族、地域の支援者の語りが記録として蓄積された。とくに関係性から生じる語りに焦点付けがなされていく。質的内容分析においては、関係性から生じた語りを理論的コード化によって検討し、文字化、図式化し、一般化した概念とその関連性が整理されている。

第1章「不登校の生活課題を抱える家族との語りからみえてきたもの」では、不登校の生活課題を抱える家族7組に対して、家族支援における語りに焦点があてられたソーシャルワーク実践の取り組みが記述されている。家族の乗り越える原動力となった語りを明らかにすることによって、支援の関係性から生じる語りに焦点を当てることによって、「家族と共に歩むソーシャルワークのあり方」が目指されている。生活課題の類型化、地域からの孤立化、健康問題の顕在化を示し、多様な語りの理論的コード化により、諸属性を抽出し、生活課題を乗り越える過程やその要因を概念化している。

第2章「ハイリスク家族に対する家族保全を視点に置いたソーシャルワークの在り方」では、ハイリスク家族における不登校の現象化プロセスを明らかにし、家族支援のソーシャルワークの実践から検討されている。教育・医療・福祉の生活課題が複合的に絡み合うプロセスに一定のパターンがあることを明らかにする。ハイリスク要因が纏綿する過程で家族が地域から孤立することによって、家族が抱える健康問題として変容していく過程が示されている。家族保全を視点に置いたチームアプローチを活用したソーシャルワークの必要性が強調される。地域内における教育（学校教職員等の教育専門職）・医療（医師・看護師等の医療専門職）・福祉（ソーシャルワーク等の福祉専門職）等の専門機関などの知識や技術の結集による、「家族が持つ力」を保持・強化しつつ、生活課題に対応できる独創性と活動力を涵養することが実践的に示されている。

第3章「学校ソーシャルワーク実践を通してみた智の生成を促す促進者としての視点」では、ハイリスク家族における当事者の「智」を促す促進者としてのソーシャルワーカーの援助技術に焦点が当てられている。実践の記録に基づいてテキストマイニング分析がなされ、円環型コンサルテーション・プロセスの実践モデルが抽出される。ハイリスク家族では多様かつ複合的な要因により、養育力の低下が示され、地域ぐるみの子ども家庭支援が実践されるに至る。多様な社会的資源の活用により「家族の力」の有力化へと繋がっていく。家族の有力化は家族の智の生成を促す元となり、ソーシャルワーカーはその促進者の役割となり、家族の力の保全、地域つくり、居場所つくりの促進者に繋がるものとなる。

第4章「考察：不登校事例における家族支援を通してみた固有の『私』」では、促進者としてのソーシャルワーカーが関与する過程で、当事者自身によって語られる「智」の生成に考察が加えられる。「学校に行く意味」として、「生きるために必要な知識や技術を知る場所」、「学校を休む意味」として、「休んでいる間に課題に取り組む期間が得られる」等が浮上してきた。これらの苦悩を乗り越える過程で生成してきた「私」が感得されてきた「私」を「固有の私」として前景化されてくる。

終章「固有の私を生きるまでの系譜」では、本研究の全過程が、(1)不登校の生活課題が生じるまでの過程、(2)ハイリスク家族の抱える生活課題の背景とプロセス、(3)不登校の生活課題を乗り越える家族の語り、(4)揺らぐことのできる家族の力（しなるバネの語り）、(5)家族の力を支える家族保全の実践、(6)家族の力を支える地域の支援者による家族の保全の視点、(7)智の生成を促す促進者としての援助技術、(8)固有の私を生きるまでの系譜として、論文は文脈化されている。

「おわりに」では、実践的関わりの中で課題をめぐって家族と模索していくという現実が展開する場所から新たに生成してきた著者の視点が述べられている。それは生活課題を抱える家族の否定的物語から抜け出し、新たな物語が紡ぎ出されていく過程から、語りに含まれるいくらか使い古された概念であるいわば「古くて新しい」ストレングスの要素への地味ではあるがしかし新たな意義に富んだ視点である。支援するものの身体を携えた現前という状況の中にそれこそまさに身体的に関与することにおいて、家族一人ひとりの語り（「私」）が取り戻され、固有の私が生きる過程に繋がっていくという、当たり前ではあるが新たな意義の発見の過程でもあった。この語りというものへの気付きは、対話の可能性、多声性、未来を紡ぐ語りという過程の流れの中で、多専門職、当事者、地域、政治・経済などの制度が響き合うそれぞれが語る声の多重性への気付きへと展開し、時間と空間を共有するその場所に、あくまでも現前し続ける著者の語りの表現へと繋がっていく。著者は「関係性から生じる語りから生まれる智」、「固有の私を生きる」という地点、この地点は誰もがいつかは垣間見た

ことがある地点に酷似しているが、この地点を著者は再発見するに至ったとも言えるその地点に至ったのである。

(論文の評価)

本論文は、不登校の支援の現状からその可能性を問い合わせ、実践的および理論的展開を目指すものである。不登校の支援はシステム化や福祉的ネットワークやソーシャルワークが図柄的に論じられることが多いが、梶原氏は、まさに実践の現場から自らが関与する支援の姿を基にして切り込もうとするものである。現場の支援者と当事者との間でまさに展開する現場の出来事の記述について語られることはきわめて希少である。梶原氏は、あえて出会いの現場に焦点を当て、自らの実践を通して、その実践を言語表現し、さらに理論化を目指そうとする。

不登校児を支援することは、単に登校を目指すことで足りるものではない。梶原氏の実践は、登校の意味、生きる意味に次第に着目していく。その先に創発してきた概念であるキーワードが「家族の智」と「固有の私」であった。この二つは論文を集約する言葉となっており彼の到達した地平でもあったのである。支援という公的な枠組みの中で、さまざまな制約や義務の中で、著者が改めて発見した言葉であった。自らの実践の糸余曲折するリアルな過程から紡ぎ出されてきた経験を言語化する挑戦の姿勢を評者はきわめて高く評価している。支援の過程は双方の関わり合いの中で展開する。不登校の事例は多様性を極めている。梶原氏の事例はその多様性をすべて包含するものではないことは言を俟たない、しかし実践という自らの身体性を現前させて、固有の眼前の相手（対象）に対峙することに本論文の焦点がある。著者はこの事態に真摯に対峙し、「語り」に覚醒していく過程が見事に記述されていく。語りの重層性と多様性の発見であり、語りは単に個人的な地平に収斂するものではなく、制度や地域という多次元性の語りという地平へと関わりは転回していく。そのうえ個人の語りの内部にさえも、その他の語りの声が重層的に共鳴しているさまが著者の記述の中から聞こえてくる。

「家族の智」という概念は、家族が不登校という状況の中で、主体的に語り紡いでいく過程の中から、著者が、そのままを表現した言葉である。この概念は、従来のエンパワメントやストレングス、ノーマライゼーションという概念との異同に関する疑問がわいてくる。記述からは、これらの概念との相違点というよりもこれらの概念の拡張あるいは深化と捉えられるだろう。著者は、グレゴリー・ベイトソンの「智」という言葉を狩猟し自らの理論的言葉にしようと目論んでいる。しかし、日本という社会構造の舞台にあって自らの支援の現場を言語化しようとする試行はあまりにも挑戦的である。しかしその挑戦は高く評価されるだ

ろう。エンパワメントと激しく交差する地点は、リサ・カプランのいう家族エンパワメントを理論的な支柱としている。しかし、梶原氏のエンパワメントは、地域や学校の次元へと広がる関与の幅があり、カプランのいう家族エンパワメントの視点を超えようとする可能性を秘めている。

「固有の私」という概念は、単に自分らしさを取り戻すことを述べているのではない。「智を生成する促進者」としてのソーシャルワーカーという「私」との現場における語りの交差の中から生成してくる「私」のことであるという。固有の私が固定したものとしてあらかじめ存在するのではなく生成してくる私ということであり、そこでは他者たちとの声が共鳴し反響している。固有の私は、登校する意味や生きる意味に当然関わってくるものであり、促進者としての私も変容していくのである。

しかしながら、不登校の事例は多様性を極めている。この多様な状況にある不登校を、著者が抽出してきた二つの概念で包摂できないこともまた自明である。学校そのもの、教育そのものの検討、不登校の発生原因、家族のパワーレスなどの記述は、不登校の多様性の問題とその実践の理論化を目論む時、多くのことが言語化の過程で排除されていく。実践の過程とその言語化や理論化とのズレや、実践の現場における多様な声や語りのズレを認識することに関わっている次元と共に覚醒していくことであろうか。

本論文は、いくつかの課題を残しつつも、不登校をめぐって個々の相手に関わることによるリアルな語りや多くの声の語りの交叉を言語化する論述は、ソーシャルワークの実践と理論化の観点からも、博士（社会福祉学）の学位に相当するものであると評価する。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 下地 明友
副査 熊本学園大学教授 伊藤 良高
副査 熊本学園大学教授 宮北 隆志
副査 久留米大学教授 門田 光司

氏名（本籍）	石川 美智（長崎県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位の種類	博（甲）社会福祉 第21号
学位授与の日付	平成29年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	在宅看取りの臨死期に関する研究 －臨死期に関わる現場職員への実態調査を通して－
論文審査委員	(主査) 熊本学園大学教授 下地 明友 (副査) 熊本学園大学教授 花田 昌宣 (副査) 熊本学園大学教授 豊田 謙二 (副査) 鳥取大学准教授 安藤 泰至

内容の要旨

わが国は、2004年以降高齢化率世界1位となり、これは2050年まで持続すると推計されている。高齢者の人口の増加は、多くの死を迎えることを意味する。しかし、多死社会を迎える一方で、近い将来、最期死に逝く人々が療養する場は不足し、「死亡場所難民」「看取り難民」と呼ばれる人々が生み出される状況が現実味をおびてきている。現在、約8割の人が病院で死亡しているが、介護療養型医療施設は、2017年度末での廃止が決定され、2030年には47万人以上の「死亡場所」が不足することが推計されている。このため、現在わが国では在宅看取りが推進されている。しかし、死亡場所が病院から在宅へシフトすることで、今後、将来死亡場所の確保ができたとしても、現在行われている在宅での看取りで、死に逝く人や家族の尊厳は確保できているのかという点を本研究では問題とした。そして、これまでの看取りや終末期ケアなどでは、プロセスを重視することの重要性が唱えられてきたが、本研究では、看取りのプロセスではなく、生命の最期の臨死期に焦点をあてた。

臨死期に焦点をあてたのは、長い看取りのプロセスの中で患者の尊厳を重視した支援が行われていても、最期の臨死期の局面で患者の意思が尊重されなければ、患者の尊厳の保持ができたとはいえないのではないかと考えたからである。臨死期には、必ず死の三徴候が出現し、医師による死亡診断が行われる。この死亡診断により、必然的に死に医療が介在することとなる。医師の死亡診断によって初めて、社会的な死が存在し認められる。わが国の埋葬

も医師の死亡診断書が発行されなければ行うことができず、臨死期の死亡診断という法の規定は、死のありように大きく影響しているのではないかと考えた。また、在宅では、医療スタッフが 24 時間そばにいるわけではない。在宅での臨死期に急変やトラブルが生じると、そこに居合わせる現場職員は医療者とは限らず、現場職員だけでの対応が困難となる場合がある。その結果、医療者に行く末を委ねることとなる。そこでは、医療の判断が最優先され、患者や家族の尊厳を侵害する状況が生み出されやすいのではないかと考えた。

以上のことから本研究では、医療者が身近にいない在宅における現場職員の臨死期の患者や家族への対応の状況について明らかにすることを目的とする。研究対象は、在宅看取りの臨死期に携わる頻度が最も高い訪問看護師と、今後終の棲家として期待される特別養護老人ホーム（以下、特養）の施設職員とした。特養は、超高齢社会にあるわが国の「死の医療化」から脱却するための、あらたな看取りの場であり、適切なフィールドであると考えた。

第 1 部では、これまで用語の定義がなされておらず、捉え方が様々で曖昧な「臨死期」について用語の定義を行い、「看取り」との概念の関係性の整理を行った。また、現在「死」が医療者にほぼ一任され、死の医療化が呼ばれているが、本来わが国では、どのように死と向き合ってきたのか、人々の生と死に対する態度や死の捉え方を、先行文献をもとに明らかにした。その結果、わが国の看取りの文化は、医療とは関わりのない仏教を基層とし、仏教が臨死期にある病者の精神的支えとして大きな役割を果たしていたことが明らかとなった。しかし、現在、人々は死と隔絶され、臨死期の立ち会いをほぼ一任されている医療者においても宗教に基づく死生観の空洞化がおこり、目の前の死を 3 人称の次元でのみ捉えてしまう状況にあることを問題として論じた。

次に、臨死期に関する国内研究の動向を概観した。臨死期に焦点をあてた国内研究は散見される程度である。在宅看取りの課題に関する国内研究において「患者や家族の尊厳や意思決定に関する課題」はあげられておらず、臨死期の意思決定に関する研究は僅少であった。これは、在宅看取りにおいて患者や家族の尊厳や意思決定に関して何ら問題がないということではなく、臨死期の意思決定支援の状況については未だ解明されておらず、今後研究を蓄積していく必要性が明らかとなつた。

第 2 部では、A 県の訪問看護師を対象に調査を実施した。第 4 章では、訪問看護ステーション 19 施設の訪問看護師 107 名に対し、自記式質問紙調査を行った。臨死期の中でも、「死亡診断」を境とする時期に、患者や家族の権利や利益が脅かされるのではないかと考え、臨終間際の訪問看護師の訪問所要時間や、救急車要請の状況、死亡診断と死後の処置の状況について明らかにした。その結果、患者宅への訪問所要時間は、医師に比較し看護師の所要時間が少なかった。4 割以上の訪問看護師が、臨死期になり患者や家族の要望で救急車を要請

した経験があった。そして、訪問看護師は、死の三徴候がみられたあと、医師が到着するのを患者に触れずに何時間も待ち続けなければならない現状があった。一方で、医師の立ち会いがない時に死亡確認を行った経験や、医師の死亡診断を待たずに死後の処置を行った経験があることが明らかとなった。しかし、定量的な本調査では、臨死期の患者や家族の状況、訪問看護師の対応の詳細については明らかにならなかった。そこで、訪問看護師に臨死期の経験について詳細に語ってもらう必要があると考えた。しかし、ただ訪問看護師に臨死期の経験について語ってもらうだけでは、本研究で問題提起したことは浮き彫りにできず、困難と捉えた経験の中に患者や家族の権利が脅かされる状況が潜んでいると考えた。

そこで第5章では、4名の訪問看護師の語りから、臨死期に困難と捉えた経験を記述し、その経験に内在する課題を明らかにした。訪問看護師Aからは、「心肺停止状態の患者を医師の指示で救急搬送した経験」が語られた。在宅看取りを推進するために在宅療養の支援制度、地域包括の支援制度など新たな診療報酬の制度が新設されたが、実際に在宅の臨死期に死亡診断を行うかかりつけ医が不足している。また、臨死期に極限の判断を迫られる医師を救済する法律が、わが国には制定されていないことが内在する課題として明らかとなった。訪問看護師Bからは、「老介護者からの訪問看護要請が増加し医療事故を起こした経験」が語られた。臨死期に家族の不安の増強に伴い訪問看護の要請が増加し、訪問看護師は自助努力により無償訪問を行っていた。無償訪問は、個人的要素もあるが、臨死期のケアを代行する訪問看護師が不足していることが内在する課題として明らかとなった。訪問看護師Cからは、「認知症患者の急変時に家族の要望で臨死期に救急搬送した経験」が語られた。自己決定を行う能力が失われた認知症高齢者を介護する家族の判断により、臨死期に呼吸停止状態での救急病院への搬送、延命治療などが行われた。家族の意思を尊重することは重要であるが、家族の意見には、家族の経済的・精神的負担の回避が入る危険性がある。家族が臨死期に患者の最善の利益判断を行うための、介護者、医師、看護師などの関係者における合意形成が不十分だったことが内在する課題として明らかとなった。訪問看護師Dからは、「在宅診療を行っていない医師が、他の在宅医との連携を図ろうとしなかった経験」が語られた。患者や家族の意思ではなく、かかりつけ医の判断で療養場所が変更された。患者の急変への適切な対応や、患者や家族の安心を図るといった建前のもとで、実際には患者の最善の利益を追求する医療者としての責任を放棄しているとも受け止められ、医療者が患者や家族の意思に真摯に向き合えないことが内在する課題として明らかとなった。訪問看護師から語られた臨死期に困難と捉えた経験には、「死亡診断」に関する法的な課題だけでなく、多様な課題が語られた。しかし、本調査では、死亡診断を境として生み出される、患者や家族の権利が脅かされる状況については明らかにならなかった。

そこで、第6章では、死亡診断を境として患者や家族の権利が脅かされる状況に焦点をあてた。第5章で語られた訪問看護師が臨死期に困難と捉えた経験を再度見直し、構造化した。訪問看護師にとって臨死期に困難と捉えた経験は、どのような要素で成り立っているのか明らかにした。その結果、4つのカテゴリーと8つのサブカテゴリーが抽出された。看護師が臨死期に困難と捉えた経験は、看護師は在宅看取りを希望する【療養者・家族を支える】という関わりを軸とし、【臨終を見据えた働きかけの不十分さ】がありながらも、臨死期の場面で【早急な対応】を行っていた。しかし、看護師個々の努力ではどうすることもできず【意外な死の成り行きを気に病む】こととなっていた。看護師の臨死期の困難を解消するためには、臨終を見据えた働きかけを行うための看護師の専門的な知識・技術に関する課題、医師や福祉職員との連携・調整に関する課題、臨死期における法的課題が明らかとなった。

第3部では、特養の施設職員を対象として調査した。医療者が24時間、身近にいない状況は患者の自宅とほぼ同様の環境にある。現在、特養の看取りは推進されているが、特養は自宅と比較し、医療依存度が高く、症状も重症で介護度も高い入所者が多く療養している。

第7章では、福祉職員が多い特養での臨死期の急変時の状況、施設職員が施設内の看取りに携わることへの認識、医療ニーズの高まる臨死期の医療的な対応の実態等について調査した。全国の21施設の施設職員976名に対し、自記式質問紙調査を実施した。その結果、約4割が臨死期の病院搬送、約2割が死の三大徴候出現後病院搬送を行っていた。夜間帯の臨死期の立ち会いについては、看護職員より福祉職員の方が不安と思っていた。老衰の入所者の施設内看取りや入所者の臨死期の立ち会いについては、福祉職員より看護職員の方が希望していた。特養での看護師による死亡確認については、福祉職員より看護職員の方が否定的に捉えていた。臨死期に介入した医療的ケアで実施者数が多かったのは、バイタルサインのチェック、エンゼルケア、死亡時刻の確認であり、全て看護職員より福祉職員の実施割合が高かった。安らかな死を迎える、療養者や家族の尊厳を保持するためには、福祉職員への看取りに対する教育支援と看取り体制を支えるための法制化が必要であることが明らかとなった。

第4部では、第2部と第3部の2つの調査研究で明らかとなった臨死期の実態を踏まえ、最終的に得られた新たな3つの知見と課題について論じた。知見の1つめは、患者や家族が、在宅看取りや特養での施設内看取りを希望したとしても、臨死期に患者や家族の意思に反して、救急車要請や病院搬送が行われている現状がある。2つめは、一般的に死とみなされる死の三徴候が出現している状況においても、救急車要請や病院搬送が行われている現状がある。3つ目は、医師が24時間身近にいない在宅や特養での臨死期において、本来は裁量権のない訪問看護師や施設職員などの現場職員が、死亡時刻の確認を実施している現状がある。

知見1と2については、患者が今後どのような経過を辿るのかといった説明や、蘇生や臨

死期に向けた意向について十分な話し合いが行われていない状況が関連していると考えられる。そこで、臨死期には急変が当然起こりうるものとして、蘇生や臨死期に備えた患者や家族との意思決定の話し合いが必要である。そして臨死期の患者・家族の急変への不安に、どのように向き合い支えるかが重要である。また、看取りの前・中・後期だけでなく、臨死期における患者や家族へのインフォームドコンセントが重要である。本調査対象の訪問看護師は、相応の経験を有する訪問看護師であった。しかし限られた訪問時間内のなかで臨終の時期を推測することを困難と捉えていた。そのため、多死時代を迎えるわが国の人々が安らかな死を迎えるためにも、死に逝く人や家族を支援するケアのコアカリキュラム構築の必要性が示唆された。知見3については、かかりつけ医の不足や、特養における医師は嘱託医が多いことから、死亡診断を行う医師がいないことが関連していると考えられる。そのため、現在水面下で行われている看護職員による死亡確認という医行為については、社会的コンセンサスを得て、看取り加算に組み入れ、死亡確認のガイドラインを作成するなどの制度的環境整備の必要性が示唆された。

看護師による死亡診断書交付については、わが国でも、すでに2017年度での実施が予定されている。しかし、死亡診断書交付の規制緩和では、緩和を認める条件は定められているものの、誰がどのように死亡と判断し、死亡診断書の記載を行うのかはっきりとは明言されていない。したがって、死亡診断についても明確な定義・要件が必要である。また、現在の看護師の養成過程には、死因などを判定するために行う死体検案や、法医学の教育はない。必要な情報を的確に医師に伝えるには、看護師への相当程度の研修が必要であることが課題として明らかとなった。

本研究では、これまで明らかにされてこなかった在宅での臨死期の実態は明らかにすることができたが、多くの課題に対する改善策を導き出すまでには至らなかった。また、患者や家族の意思に反して行われる病院搬送や急変時の対応などの臨死期の実態が、患者や家族の尊厳の確保にどのように関連しているかの考察が不十分であることが研究の限界である。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、多死社会を迎えるわが国において在宅看取りが推進されているが、「死亡場所難民」や「看取り難民」も生み出される状況が急迫している中で、在宅看取りの場所がたとえ確保されたとしても、死にゆく人や家族の尊厳が確保できているのかという点を重要な問題の所在とみなしている。看取りや終末期ケアが喧伝されているが、あえてそのプロセスでは

なく、生命の最後の臨死期に焦点を当てることによって、看取りや終末期ケアの現場において何が課題となっているかを炙り出しその乗り越えを模索することを企図している。

(論文の概要)

論文は5部から構成される。第1部「問題設定」の第1章では「臨死期とは何か」が問われ、臨死期の定義から始まる。これまで定義がなされておらず曖昧な臨死期の用語の定義を行い、看取り概念との関係性を整理する。臨死期は「変化が激しく、身体的・精神的機能が著しく低下し、生物学的な生と死の境界を含む時期」と定義し、時間定義として「死亡診断時間を含め72時間前頃までの期間」と見做している。「急変」を「臨死期に起こる、死亡に至る予期せぬ急激な変化」とする。第2章「本研究の目的と研究方法」では、死生観の空洞化や、患者や家族の尊厳や意思決定に関する課題の研究は希少であり、臨死期の意思決定支援の状況はいまだ解明されていない状況を鮮明に記述する。第3章「わが国の看取りに関する文献レビュー」では、死の医療化と在宅看取りのわが国の歴史的過程を先行文献より構築することを試行する。

第2部では、第4章「在宅看取りに携わる訪問看護師の臨死期の現状」において、A県の看取りを実施している106施設の内、管理者の同意が得られた19施設の訪問看護師107名の自記式質問紙調査を行っている。「安寧な死の看取り」が共有されている状況における臨死期の救急車要請、連絡後の患者宅に訪問するまでの時間、死の三徴候が見られた後の長時間患者に触れずに医師を待つ実態、一方では、医師の死亡確認を待たずに死後の処置を行っている実態など、「その人らしい最期が迎えられるように援助することが要請される」事態における急変時の生々しい実態が明らかにされる。第5章「在宅看取りに携わる訪問看護師が臨死期に困難と捉えた経験と内在する課題」では、訪問看護師の死の看取りをめぐるアリティが臨死期間に関わった経験の語りを通してまさに生の声として活写される。第6章「在宅看取りに携わる訪問看護師が臨死期困難と捉えた経験の構造」では、「困難」を「訪問看護師が看取りのケアを行ううえで戸惑いや、葛藤、苛立ちなどの主観的感情」と定義し、その経験の構造を露わにし、公的に謳われている連携の実態の不備や、現場の看護師の戸惑いや不安が活写される。最後の臨終のあり方や死亡確認体制の実態や法的課題を鋭く言語化する。

第3部「特別養護老人ホーム施設職員が経験した臨死期の現状」において、第7章「特別養護老人ホームにおける臨死期の施設内看取りに対する意向と医療的対応の実態」では、全国の200施設のうち同意が得られた21施設の職員976名の自記式質問調査票での調査を実施している。「安寧な死」が「事前」に共有されていたとしても、臨死期において病院救急搬送が行われ、時には、事件性を否定するための死体検案までいくケースの存在が明らかに

される。以上の実態を勘案して、「生命の質」(Quality of Life) のみではなく「死のあり様」(Quality of Death/Dying) の検討を迫る。

第4部「結論」では、長い看取りのプロセスの中で、患者や家族の尊厳を重視した支援やケアが事前に行われていたとしても、最後の臨死期の局面で患者や家族の意思が尊重されなければ尊厳ある死とはいえないことが問題提起される。新たな知見として、(1)患者や家族が、在宅看取りや特養での施設内看取りを希望したとしても、臨死期に患者や家族の意思に反して、救急車要請や病院搬送が行われている。(2)患者や家族が、在宅看取りや特養での施設内看取りを希望し、死の三徴候が出現している臨死期においても、救急車要請や病院搬送が行われている現状がある。(3)医師が24時間身近にいない在宅や特養での臨死期において、本来は裁量権のない訪問看護師や施設職員などの現場職員が、死亡時刻の確認を実施している現状がある。長期のケアにおける話し合いのみならず、臨死期の出来事への思いの共有をめぐる話し合い、急変時の対応の仕方に関する死をめぐるリアルな十分な話し合いの必要性が強調される。さらにターミナル・ケアのカリキュラムに、臨死期に関するコア・カリキュラムの必要性を力説する。

第9章「今後の課題」では、臨死期におけるインフォームド・コンセント(IC)は可能か、という問い合わせがたてられる。実態は、事前にICが行われていたとしても、臨死期になれば、これまでの事前指示の合意は現実的に反故にされる場合が少なからずある。自律尊重原則が侵害されやすい状況があるなかで、適切な対応はいかに実現されるのか、と著者は問題を探し模索する。結局、一人ひとりの生老病死について考える風土の醸成と、子どものころからの死生教育の必要を説くに至るのである。そして、考察は、リビング・ウイル、アドバンス・ディレクティヴへと進み、エンド・オブ・ライフ・デイスカッションの実施を強調することとなる。看護職員の臨死期の死亡確認という医行為においては社会的コンセンサスを得て、看取り加算に組み入れ、死亡確認のガイドラインを作成するなどの制度的環境整備の必要性を強調する。さらに臨死期における看護師の裁量権拡大や、死亡診断書の規制緩和についても言及する。著者は看護師であるため、看護師養成課程において、論文の課題である臨死期の実態から、死と生、死に逝く人や家族、看取り・終末期看護・緩和ケア、エンド・オブ・ライフ・ケアなどの必修化を力説する。結語では、死に逝く人、看取り手双方の安寧が図れるように、体制作りの真摯な取り組みを力説する。

(論文の評価)

本論文は、長期的なターミナル・ケアのプロセスの最後の臨死期についてわが国の実態を明らかにし、その適切な対応を模索しようとするものである。臨死期という状態に目を向け

たことは高く評価される。たとえターミナル・ケアという長期のプロセスにおける話し合いがなされていても、著者のいう臨死期においては、いわば患者の意思が尊重されていたとしても、その意思が侵害される場合があることの気付きから、この論文の研究は始まっており、ここに本論文の新規性があると評価される。ケアの延長に看取りがある、しかしその看取りの延長に実は臨死期というステージがあることを著者は指摘する。この臨死期に何が行われているのか。その実態を、現場の訪問看護師や施設職員に問い合わせ、語りを聴取し、明らかにしており、語りの生々しさは、鬼気迫ることもある。対象者の範囲は全国に及び、果ては、無医地区である島にまで足を延ばすほどの広域調査を敢行している点も高く評価される。

本論文の新規性と発展性は、この臨死期への徹底的なまなざしにあると言える。死をめぐる概念は多数存在する。本論文によって、患者の身体の生々しいリアルな死が現実化する臨死期の問題を明らかにすることによって、これまでのリビング・UIL、アドバンス・ディレクティブ、デス・エデュケーションなどの研究の盲点を突くものとなっている点は高く評価される。

ただし、不十分な点がある。看取りの歴史的記述と本論文の主題との関連性が薄い。エンゼル・ケアやインフォームド・コンセントの概念規定にやや弱さがある。著者は、臨死期の課題の解決策として、エンド・オブ・ライフ・ディスカッションの実施を提唱するが、臨死期の困惑などを乗り越えられるのかどうかという課題が残されている点が惜しまれる。さらにエンド・オブ・ライフ・ケアなどの必修化を力説するが、その詳細については明らかにされていない。臨死期は多重的な領域であり、医学的のみならず他の学際的な領域が交差する場所であり、医学的な視点のみでは包括できない。しかしそれは、また別の次元の課題として熟慮することが必要であり、この次元の追求を本論文に求めるのは、隣を得て蜀を望むことになるだろう。

以上のような課題はあるものの、上述のような意義があり、博士（社会福祉学）の学位に相当するものと評価する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	下地 明友
副査	熊本学園大学教授	花田 昌宣
副査	熊本学園大学教授	豊田 謙二
副査	鳥取大学准教授	安藤 泰至

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 15 号

平成 29 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号
電話番号 096 (364) 5161